

財務省行政事業レビュー
(外部有識者会合対象事業)

日時：令和5年6月13日(火)
14:00 ~ 17:00

会場：財務省 4階 第1会議室

財務省行政事業レビュー推進チーム事務局

財務省行政事業レビュー（外部有識者会合）時間割

令和5年6月13日（火）14:00～17:00

予 定 時 間	事 業 名 等
14:04～14:27	新創業融資等実施事業 （日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫 出資金）
14:27～14:50	中小企業信用保険事業 （日本政策金融公庫出資金）
14:50～15:13	危機対応円滑化業務 （危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）
15:13～15:21	（休憩）
15:21～15:44	税関監視艇整備運航経費
15:46～16:09	諸外国の税制に関する調査
16:11～16:34	信用保証基金（日本酒造組合中央会）
16:36～16:59	国有財産台帳価格改定時価倍率調査

※ 時間は目安です。議論の状況等により予定の時間が短縮又は延長されることがあります。

一 目 次 一

ページ

1. 新創業融資等実施事業 1
2. 中小企業信用保険事業 11
3. 危機対応円滑化業務 20
4. 税関監視艇整備運航経費 32
5. 諸外国の税制に関する調査 45
6. 信用保証基金（日本酒造組合中央会） 53
7. 国有財産台帳価格改定時価倍率調査 75

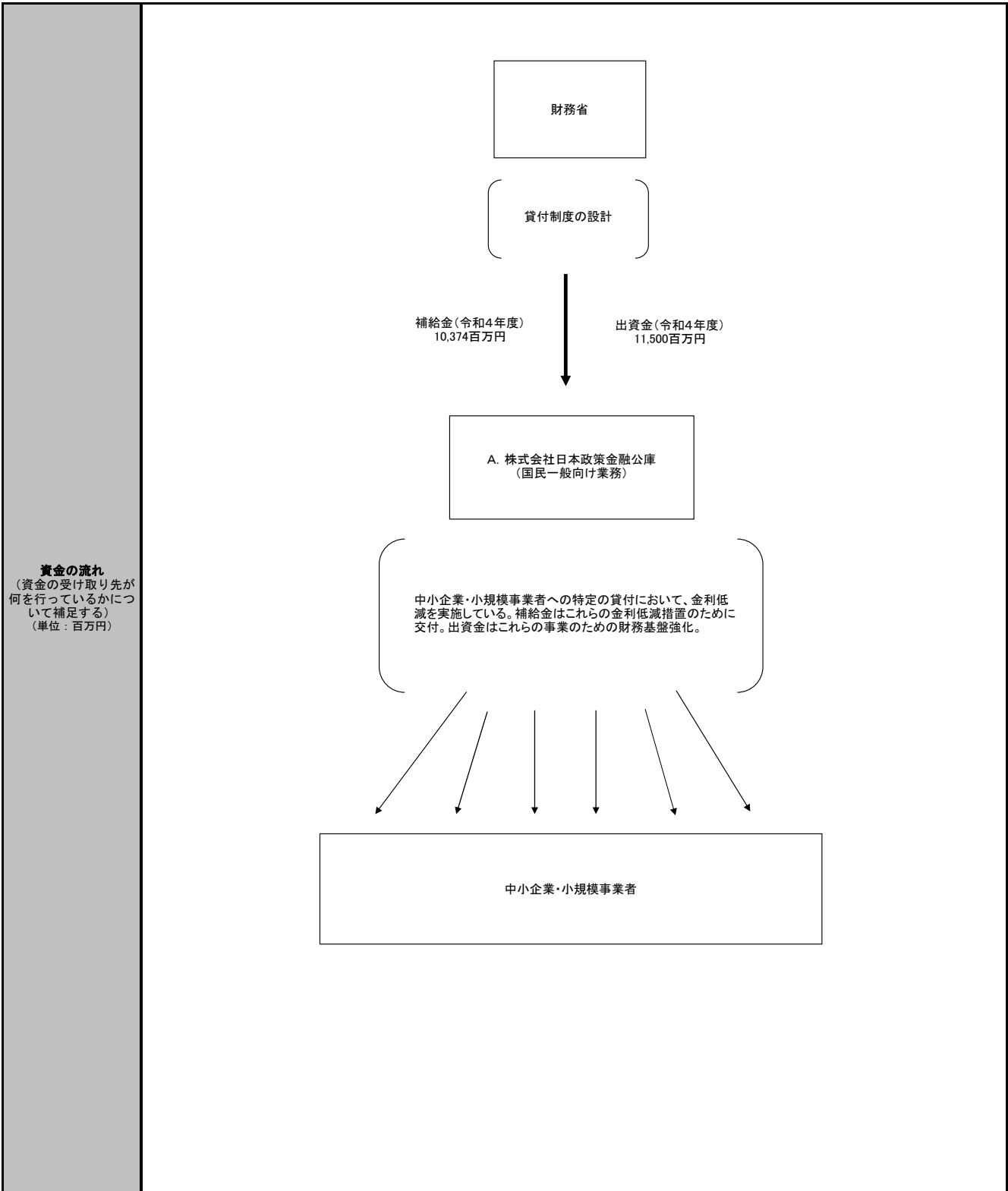
事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0049

令和5年度行政事業レビューシート				（ 財務省 ）								
事業名	新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)			担当部署	大臣官房	作成責任者						
事業開始年度	昭和24年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課	政策金融課長 福島 秀生						
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第1項第1号			関係する 計画、通知等	-							
政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保			主要経費	中小企業対策費							
施策	政策目標7-1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保											
政策体系・評価書URL	(後日記載)											
事業の目的 (5行程度以内)	株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)(国民生活事業)が、新規開業者、被災者等の特定の借り手に対し、政策目的をもって低利の資金を供給することにより、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図る。											
現状・課題 (5行程度以内)	新規開業者、被災者等については、公益性が高いものの、リスクの適切な評価が困難な場合や、深いリスクテイクをすることが必要な場合など、民間金融機関のみでは適切な資金供給がなされない場合があるため、政策金融機関においてこれらの資金繰りを支援する必要がある。 このような政策的必要性を踏まえ、公庫(国民生活事業)が政策目的をもった貸付制度により融資を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援している。 政策金融に対するニーズについては刻々と変化していくものであることから、質・量の両面からの確な対応を行うべく、民業補充の観点も踏まえ、関係省庁と連携しながら不断の業務の見直しを行っていく必要がある。											
事業概要 (5行程度以内)	公庫(国民生活事業)が、中小企業・小規模事業者に対し、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置のために低利融資を行うもの。 日本政策金融公庫補給金では、公庫(国民生活事業)が、営業実績が乏しい等の理由により民間の金融機関から融資を受けることが困難な創業企業等に対する融資、又は、政策目的に沿って設けられた特別貸付による融資などへの金利低減措置について、補給金を交付している。 日本政策金融公庫出資金では、経済対策等の中で、公庫(国民生活事業)が、災害に関連する融資等の経済・金融情勢等に応じた措置を円滑に実施するため、公庫(国民生活事業)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。											
事業概要URL	-											
実施方法	その他											
補助率等	貸付制度によって補助率(補給金による低減利率)が異なる。											
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	令和2年度	16,786	令和3年度	15,175	令和4年度	13,485	令和5年度	13,705	令和6年度要求	-
		補正予算(B)	4,474,200	-	11,500	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し(C)	-	2,742,700	-	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 2,742,700	-	-	-	-	-	-	-	-	
		予備費等(E)	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,749,786	2,757,875	24,985	13,705	-	-				
		執行額(G)	1,745,992	2,721,306	21,874	-	-	-				
		執行率(%) =(G)/(F)	100%	99%	88%	-	-	-				
		当初予算+補正予算に対する執行額 の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	39%	17933%	88%	-	-	-				
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)							
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	(項)	政策金融費										
	(目)	株式会社日本政策金融公庫補給金	13,705									
		株式会社日本政策金融公庫出資金										
		その他		-								
	計(A)	13,705	-									

活動内容① (アクティビティ)	新規開業者、被災者等に対し、公庫(国民生活事業)が政策目的をもって低利の資金を供給する。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	中小企業・小規模事業者への 資金供給	事業者への融資実績(補給 金・出資金対象の実績)	活動実績 当初見込み	百万円	8,738,499	2,376,941	1,867,808	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	公庫(国民生活事業)が中小企業・小規模事業者へ資金供給を行うことで、事業者の資金繰りの改善・向上が想定されるため。							
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
	融資先の資金繰り円滑化	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	【定量的な成果指標】該当する指標がない。 【代替指標】 ・全国中小企業動向調査結果(小企業編)1-3月期実績(株式会社日本政策金融公庫総合研究所)資金繰りDI 令和2年度▲30.9 令和3年度▲35.5 令和4年度▲25.7 (単位:DI) ・日本公庫(国民生活事業)の総債権残高に占める、リスク管理債権の破産更生債権等の割合 令和2年度末0.18% 令和3年度末0.15% 令和4年度末0.16%								
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	事業者の資金繰りが改善・向上することで、事業者の収支状況の好転が想定される。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	融資先の収支状況の好転	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	【定量的な成果指標】該当する指標がない。 【代替指標】 ・全国中小企業動向調査結果(小企業編)1-3月期(株式会社日本政策金融公庫総合研究所)採算DI 令和2年度▲44.5 令和3年度▲43.1 令和4年度▲24.3 (単位:DI)								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	【アクティビティ①(短期アウトカム)について定量的な成果指標が設定できない理由】 代替指標として掲げている資金繰りDI(全国中小企業動向調査結果)及び日本公庫(国民生活事業)リスク管理債権の破産更生債権等については、当該指標は我が国の経済情勢等に大きく左右されるものであるが、その影響を取り除くために使うことのできる指標がないため、定量的な成果目標を設定できるような指標とすることはできない。 【アクティビティ①(長期アウトカム)について定量的な成果指標が設定できない理由】 代替指標として掲げている採算DI(全国中小企業動向調査結果)については、融資の長期的な成果として考えられる融資先の収支状況の好転のうち「赤字から黒字に転じた者の割合」しか読み取れない指標であることに加え、当該指標は我が国の経済情勢等に大きく左右されるものであるが、その影響を取り除くために使うことのできる指標がないため、定量的な成果目標を設定できるような指標とすることはできない。								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

事業に関連するKPIが定められている開議決定等	名称															
	URL															
	該当箇所															
事業所管部局による点検・改善																
点検結果	<p>・令和2・3年度の貸付状況を見ると、補給金・出資金対象の融資実績として、令和2年度は約8.7兆円、令和3年度は約2.4兆円を融資している。令和2年度は、前年度より急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への積極的な資金繰り支援を実施し、一時的に急増した資金需要に対応した(企業規模別資金需要利用率(中小企業)は、令和2年4月:10.7%、5月:10.7%、6月:10.7%、7月:10.7%、8月:10.7%、9月:10.7%、10月:10.7%、11月:10.7%、12月:10.7%)。令和3年度の日本公庫融資のピークは同年4～7月とっており、その貸出実績率はそれぞれ4月:1兆303億円、5月:1兆6,536億円、6月:2兆3,314億円、7月:1兆3,880億円)。令和3年度の融資実績率は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことから、コロナ前5年間の年平均の融資実績率の水準(約2兆288億円)よりも高くなっている。</p> <p>※補給金・出資金対象外の融資実績も含む。</p> <p>・令和2・3年度に公庫から融資を受けた小規模事業者の短期アウトカムについては、経済情勢や民間金融機関融資等による影響を取り除いた状況を直接示すデータが取れないため、あくまで参考指標ではあるが、公庫の取引先企業における資金繰りDIは、令和2年度4～6月期で▲54.3だったところ、7～9月期には▲22.4まで大きく改善し、その後は概ね横ばいとなっている。また、公庫の総債権残高に占めるリスク管理債権の総資産価値等の割合については、令和元年度末の0.38%と比べても感化に抑えられている。こうしたことから、日本公庫の融資は、コロナ後の中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化に一定程度寄与していると考えられる。</p> <p>・また、長期アウトカムについては、参考指標として公庫の取引先企業における採算DIを提示している。当該指標は融資の長期的な成果として考えられる融資先の「黒字幅拡大」(赤字幅縮小)は読み取れない指標であることに加え、経済情勢や民間金融機関融資等による影響を大きく受けること、その影響を取り除くために必要なデータが取れないため、参考指標とせざるを得ないが、当該採算DIについては、令和2年度4～6月期で▲61.5に悪化した後、令和3年4～6月期には▲39.6、令和4年4～6月期には▲29と改善傾向となっており、日本公庫の融資は融資先の収支状況の好転に一定程度寄与しているのではないかと考えられる。</p>												目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)			
	改善の方向性	利用者の資金ニーズを踏まえつつ、政策的支援の必要性や民業補完の観点から貸付制度について不断の見直しを行い、引き続き中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図る。また、民業補完の徹底のため、公庫と民間金融機関との連携・協力を推進する。														
外部有識者の所見																
(後日記載)																
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																
(選択してください)	(後日記載)															
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																
(選択してください)	(後日記載)															
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ															
	該当なし															
	上記への対応状況															
	該当なし															
	その他の指摘事項															
<p>※同一の事業目的であることから、平成30年度より、「セーフティネット貸付等実施事業」(平成29年度:財務省0050)を、本レビューシートに統合。 【平成29年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0050 セーフティネット貸付等実施事業(日本政策金融公庫出資金)】</p> <p>○外部有識者の所見 今後も効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めるとともに、成果目標(アウトカム)の設定の検討にも努めること。</p> <p>【令和2年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0053 新創業融資等実施事業(日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)】</p> <p>○外部有識者の所見 貸付制度の政策目的に資するように貸付利率の引上げや貸付対象範囲の再考がされ、貸付制度の政策目的や効果について検証が行われている。事業規模の拡大が予想される中、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たしてほしい。</p>																
上記への対応状況																
<p>【平成29年度行政事業レビュー】</p> <p>○対応状況 効果的、効率的な事業遂行となるように関係各省庁と連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努めた。また、民間金融機関との協調融資スキームの構築や、融資ノウハウの共有に努めるなど、民間金融機関との連携・協力を進めた。</p> <p>【令和2年度行政事業レビュー】</p> <p>○対応状況 事業規模が拡大しているが、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されるようにモニタリングを行っている。今後も適切な事業運営が行われるようにモニタリング機能を果たしたい。</p>																
備考																
関連する過去のレビューシートの事業番号																
平成23年度	23															
平成24年度	26	28														
平成25年度	38	40														
平成26年度	37	39														
平成27年度	52	54														
平成28年度	48	49														
平成29年度	49	50														
平成30年度	52															
令和元年度	財務省	-	0053													
令和2年度	財務省		0053													
令和3年度	2021	財務	20	0051												
令和4年度	2022	財務	21	0052												



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

	A.			B.		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
補給金	新創業融資制度		3,035			
補給金	災害貸付		170			
補給金	特利差等		4,645			
補給金	教育資金貸付		1,011			
補給金	無担保融資特例制度		546			
補給金	挑戦支援資本強化特例制度		480			
補給金	創業支援貸付利率特例制度		384			
補給金	その他		104			
出資金	日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の財務基盤強化		11,500			
計			21,875	計		

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本政策金融公庫	8010001120391	我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目指すことと目的として、一般の金融機関が行う業務を補完することを旨としつつ、特に、中小企業等及び社会的弱者の発展支援を支援するための金融の機能等を行っている。	21,875	その他	-	-	

「事業概要説明」

事業の概要

日本政策金融公庫（国民一般向け業務）（以下「日本公庫」という。）では、中小企業・小規模事業者に対し、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置のために低利融資を行っている。

補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し利差補給を行うために交付するものであり、
出資金は、これらの金利低減措置の実施にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化を行うために交付するものである。

補給金は、日本公庫の新創業融資制度等の政策目的に沿った各貸付制度のために、当初予算で措置している。

令和5年度当初の予算措置額は約137億円となっている。

一方、出資金は当初予算では措置されていないものの、大規模災害等に対する貸付制度の創設等の事業を日本公庫が実施する場合に、補正予算や予備費で措置しているものである。

令和4年度補正では、経営者保証免除特例制度に係るスタートアップ企業に対する要件緩和等を実施するにあたり、115億円を措置している。

「論点及び説明」

●アウトカムが定性的となっているが、効果検証の観点から適当か

中小企業・小規模事業者への資金供給（アウトプット）により、事業者の資金繰りの改善・向上が想定されるため、短期アウトカムを「融資先の資金繰り円滑化」と設定している。

資金繰りの円滑化の結果、事業者の収支状況の好転が想定されるため、長期アウトカムを「融資先の収支状況の好転」と設定している。

なお、アウトカムの成果を測定する指標については、外部的な要因を排除した上で融資先の資金繰りや収支状況を定量的に測定できる統計データがないため、定量的な成果指標は該当無しと整理している。

●スタートアップ育成5か年計画を進めていく観点から、日本公庫の貸付制度は適切なものとなっているか

「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」について、本年2月より、業歴5年以内のスタートアップ企業を対象に要件の緩和を実施したところ。

【参考】スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月策定)(抜粋)

また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。

日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の補給金・出資金について

事業の内容

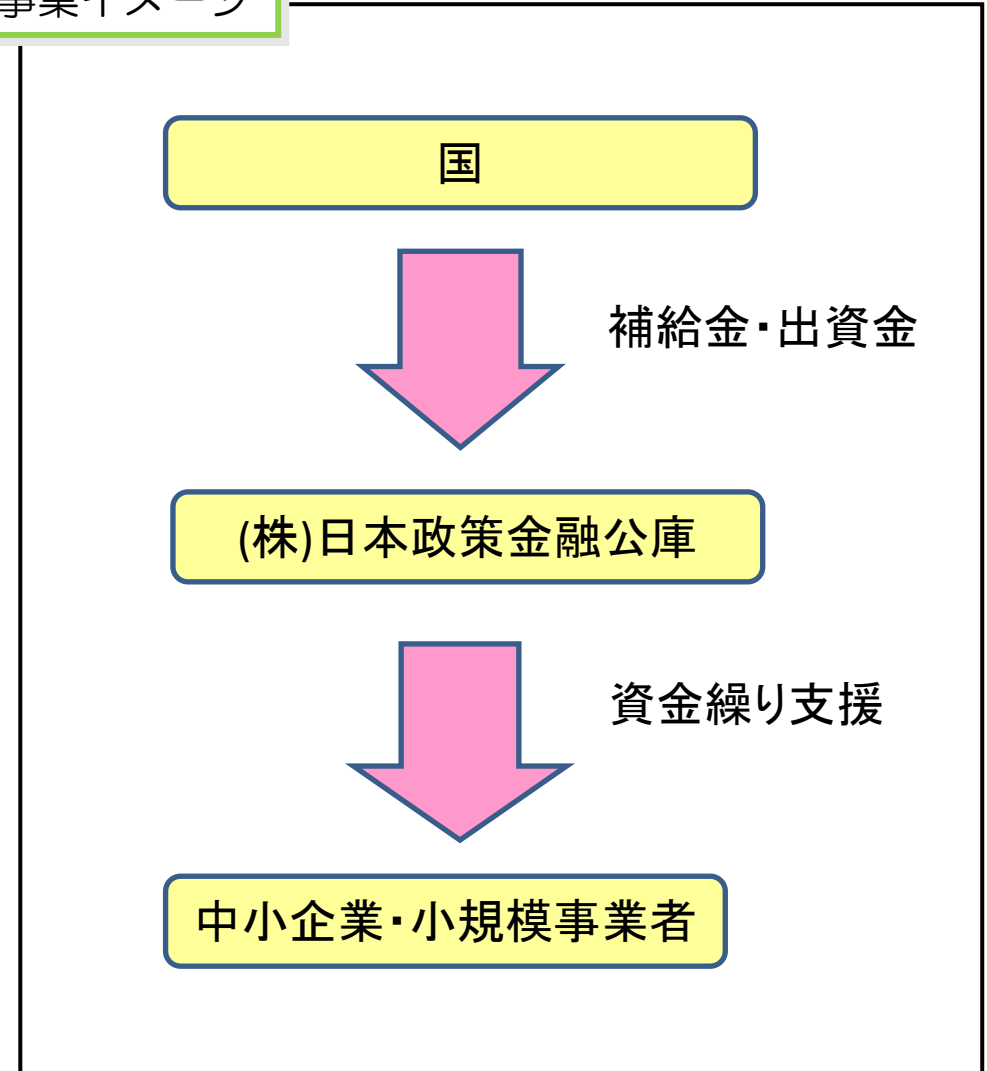
事業の概要・目的

- 本事業は、新規開業者、被災者等に対し、政策目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業者の金融円滑化を図るもの。

条件(対象者、対象行為等)

- 株式会社日本政策金融公庫では、政策目的に沿って設けられている特別貸付等において、金利低減を実施している。
補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し補給金を交付するもの。
出資金は、これらの金利低減措置にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化のため出資金を交付するもの。

事業イメージ



日本公庫（国民生活事業）の経営者保証免除特例制度の緩和

- 平成26年に「経営者保証に関するガイドライン」がとりまとめられたことを受け、日本公庫(国民生活事業)においても一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を創設し、個人保証によらない融資を推進してきた。
- スタートアップ育成5か年計画(R4.11策定)を受け、当該制度について、業歴5年以内のスタートアップ企業(注)を対象に要件の緩和を実施。(R5.2.13より適用開始)

(注) 一定の要件(※)を満たす、創業後5年以内の技術・ノウハウに新規性等がみられる事業者

(※) ①知的財産権等を利用した事業、②特定の補助金を活用した事業(ものづくり補助金等)、③VC・ファンドから出資を受けた事業、④エンジェル税制対象企業が行う事業、⑤J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された企業が行う事業、⑥事業再構築補助金を活用した事業、⑦新たな技術・サービス等を活用した事業で一定の成長性が認められるもの

経営者保証免除特例制度の要件緩和の概要

※令和5年4月1日現在

	緩和前	緩和後
適用対象※	<p>次の全ての要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 3. 減価償却前経常利益が直近2期連続赤字ではないかつ直近の決算で債務超過ではないこと。 	<p>業歴5年以内のスタートアップ企業については次の全ての要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 <p>⇒取引状況に係る要件について、「条件変更していないこと」を撤廃。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. (撤廃)
金利	保証免除した場合、0.2%の金利を上乗せ。	保証免除した場合、0.1%の金利を上乗せ。 ⇒上乗せ金利を0.1%に減免
利用実績	令和元年度:約1万件、令和2年度:約1,500件、令和3年度:約1,600件	

● 令和4年度実績評価書(案)における政策目標等とその達成状況について

【政策目標】 7-1: 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

※当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「政府関係金融機関の運営に必要な経費」及び「危機対応円滑化業務に必要な経費」を記載している。

【施策】 7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

【測定指標: 定性的指標】 7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

目標: 中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保する。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保する。

令和4年度における施策(7-1-1)は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、当該施策については「目標達成」との評価見込みとなっている。

< 施策7-1-1に係る参考指標 >

・(株)日本政策金融公庫の融資実績

(単位: 億円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度末	令和 4年度末
日本 政策 金融 公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551

・危機対応業務の実施状況(中堅・大企業向け)

(単位: 億円)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
貸付額(計)	25	22,489	2,801	308
商工組合中央金庫	-	368	255	71
日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237
損害担保(計)	-	1,505	1,999	157
商工組合中央金庫	-	205	252	71
日本政策投資銀行	-	1,300	1,747	86

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満四捨五入

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満切り捨て

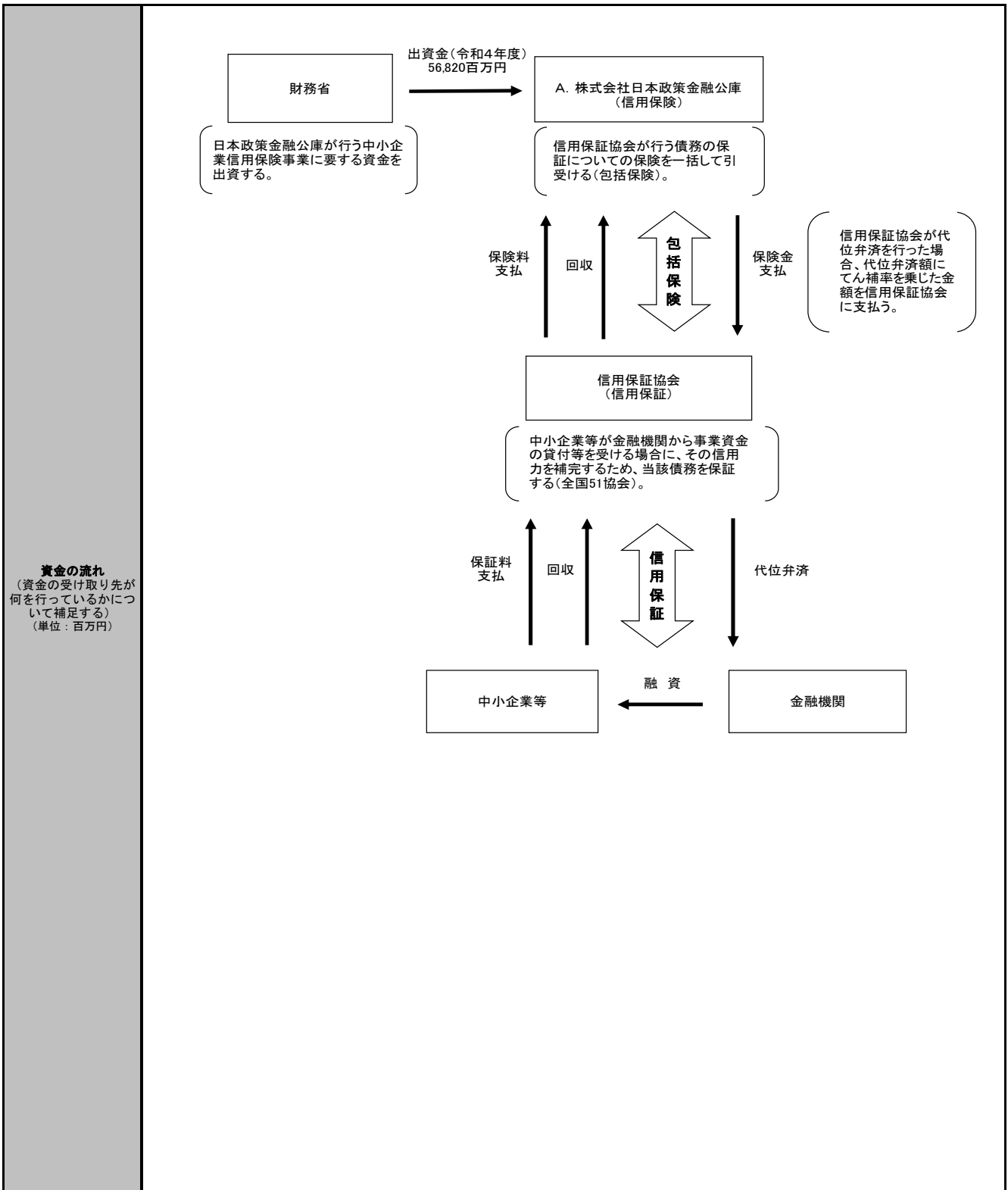
事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0050

令和5年度行政事業レビューシート		財務省										
事業名	中小企業信用保険事業(日本政策金融公庫出資金)	担当部署	大臣官房	作成責任者								
事業開始年度	昭和25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課長 福島 秀生							
会計区分	一般会計											
根拠法令(具体的な条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第4条第1項及び第11条第1項第3号	関係する計画、通知等	-									
政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保	主要経費	中小企業対策費									
施策	政策目標7-1:政府関係金融機関等の適かつ効率的な運営の確保											
政策体系・評価書URL	(後日記載)											
事業の目的(5行程度以内)	各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証について、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が再保険(信用保険)を実施することにより、信用保証協会の保証能力を強化し、中小企業等の資金調達の円滑化に寄与することを目的とする。											
現状・課題(5行程度以内)	コロナ禍にあってセーフティネット保証4号・5号等が発動されたことにより信用保証の需要が増加するなか、公庫は中小企業等への貸付に対して適切に再保険(信用保険)を実施した。令和4年度における公庫の信用保険引受件数は53万5,320件、保険引受額は7兆7,620億円、年度末保険引受残高は40兆6,713億円となっている。 引き続き、ポストコロナに向けて信用保証協会による経済状況等に応じた適切な保証承諾が行われるべく、公庫から適切に再保険(信用保険)を行う必要がある。											
事業概要(5行程度以内)	当該事業は、信用保険を引き受け、信用保証協会による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対して、国が出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財務基盤強化を図るものである。令和4年度について、国は公庫に対し公庫(信用保険等業務)の財務基盤強化に必要な出資金を措置している。											
事業概要URL	(後日記載)											
実施方法	その他											
補助率等	-											
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	43,300	令和3年度	46,400	令和4年度	47,120	令和5年度	46,700	令和6年度要求	-
		補正予算(B)	3,688,600	-	9,700	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し(C)	-	2,281,300	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 2,281,300	-	-	-	-	-	-			
		予備費等(E)	900	-	-	-	-	-	-			
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,451,500	2,327,700	56,820	46,700	-	-				
		執行額(G)	1,451,500	2,322,500	56,820	-	-	-				
		執行率(%) =(G)/(F)	100%	100%	100%	-	-	-				
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	39%	5005%	100%	-	-	-				
		令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)					
(項)	政策金融費											
(目)	中小企業対策費		46,700									
	その他			-								
	計(A)	46,700		-								

活動内容① (アクティビティ)	各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証について、公庫が再保険(信用保険)を実施し、信用保証協会による代位弁済が発生した場合には、公庫が信用保証協会に対し、保険金を支払うもの。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	信用保証協会の保証能力を強化する観点から、信用保証協会が行う債務保証について公庫が再保険を実施すること。	信用保険引受実績(金額)	活動実績 当初見込み	百万円	33,210,645	8,768,407	7,762,043	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	公庫が実施する再保険(信用保険)の目的は、信用保証協会の保証能力の強化であり、経済状況等に応じた適切な保証承諾の実施に繋がることから、アウトカムとして設定した。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	信用保証協会による経済状況等に応じた適切な保証承諾の実施	信用保証承諾実績(金額)	成果実績	百万円	35,123,354	7,721,985		-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証承諾実績(金額) 保証実績の公表(中小企業庁ホームページ) <その他の定量的な成果指標> 保証債務残高が中小企業向け貸出残高に占める比率【令和2年度末:13.0%、令和3年度末:12.8%】 日本銀行ホームページ等の統計資料より算出 								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	その時々々の経済状況や中小企業等の資金需要などにより、適切な信用保証の規模は変化するものであるから、事前に目標設定することは出来ないため。								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
信用保険事業の事業対象者は信用保証協会であり、そのアウトカムは「信用保証協会による経済状況等に応じた適切な保証承諾の実施」以外に想定されないため。									

事業に関連するKPIが定められている開議決定等	名称																								
	URL																								
	該当箇所																								
事業所管部局による点検・改善																									
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県等の信用保証協会による保証承諾実績は、令和元年度は8.9兆円であったところ、令和2年度は35.1兆円、令和3年度は7.7兆円となっている。 令和2年から開始されたコロナ関連のセーフティネット保証、危機関連保証等に対して公庫が信用保険を行った結果、令和2年度の保証承諾実績は大きく増加した。 信用保証協会による保証債務残高が中小企業向け貸出残高に占める比率は、令和元年度末に7.2%であったのに対し、令和2年度末で13.0%、令和3年度末で12.8%に上昇しており、コロナ禍に伴う資金需要の高まりに対して信用保証承諾が適切に実施されていたと考えられる。 																		目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)						
	改善の方向性	引き続き、信用保証協会による信用保証実績等を踏まえつつ、関係省庁と連携して不断の見直しを検討していく。																							
外部有識者の所見																									
(後日記載)																									
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																									
(選択してください)	(後日記載)																								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																									
(選択してください)	(後日記載)																								
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ																								
	上記への対応状況																								
	その他の指摘事項																								
	<p>【令和2年度行政事業レビュー(外部有識者会合) 事業番号0054 中小企業信用保険事業(日本政策金融公庫出資金)】</p> <p>○外部有識者の所見 持続可能な信用補充制度の構築に向け、中小企業信用保険法の改正の趣旨を踏まえた運営となっている。 制度改正の効果については、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続し、関係省庁と連携して検証に努めてほしい。</p>																								
上記への対応状況																									
制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続し、関係省庁と連携して検証に努めることとする。																									
備考																									
関連する過去のレビューシートの事業番号																									
平成23年度	26																								
平成24年度	29																								
平成25年度	41																								
平成26年度	40																								
平成27年度	55																								
平成28年度	50																								
平成29年度	51																								
平成30年度	53																								
令和元年度	財務省	-			0054																				
令和2年度	財務省	-			0054																				
令和3年度	2021	財務	20		0052																				
令和4年度	2022	財務	21																						



費目・用途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載〕	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
出資金	信用保険事業の財務基盤強化	56,820				
計		56,820	計			

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 株式会社日本政策金融公庫	8010001120391	我が国の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的として、一般の金融機関が行う業務を補完することを旨としつつ、採択一般、中小企業者及び産業界の資金調達の支援を図るための業務の機能等を行っている。	56,820				

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 チェック

「事業概要説明」

事業の概要

各都道府県等の信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証について、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）が再保険（信用保険）を実施することにより、信用保証協会の保証能力を強化し、中小企業等の資金調達の円滑化に寄与している。

本事業は、信用保証協会による代位弁済が発生した場合に公庫が信用保証協会に対して保険金を支払うものであり、国の出資金は公庫の財務基盤の強化を図るために交付するものである。

公庫の保険引受実績は経済状況等に左右される傾向にある。当初予算では平時において想定される保険引受に対応するための出資金を措置しており、令和5年度当初予算の出資金は前年度並みとなっている。

なお、当初予算編成時では予見できない大規模災害等が発生した場合や信用保証制度の新設・拡充を行う場合は、想定される保険引受の増加に対応するための出資金を補正予算や予備費で措置している。ちなみにコロナ禍に対応するための出資金は、令和2年度の補正予算で措置している。

令和4年度の補正予算では、創業時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設に対応するため、97億円を措置している。

「論点及び説明」

- 定性的なアウトカムを設定している理由（定量的なアウトカムが設定できない理由）が妥当であるか。

信用保証協会の債務保証に対する再保険（信用保険）の実施（アウトプット）により、信用保証協会の保証能力の強化が想定されるため、アウトカムは「信用保証協会による経済状況等に応じた適切な保証承諾の実施」としている。

アウトカムの成果を測定する指標として「信用保証承諾実績」を設定しているが、その時々々の経済状況や中小企業等の資金需要などにより、適切な信用保証の規模は変化するものであることから、事前に目標を設定することは出来ない。

- アウトカムが複数設定されていないが、本事業の効果を測るものとして適当であるか。

信用保険事業の事業対象者は信用保証協会であり、そのアウトカムは「信用保証協会による経済状況等に応じた適切な保証承諾の実施」の他に想定されないことから、複数のアウトカムを設定することは困難である。

中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）

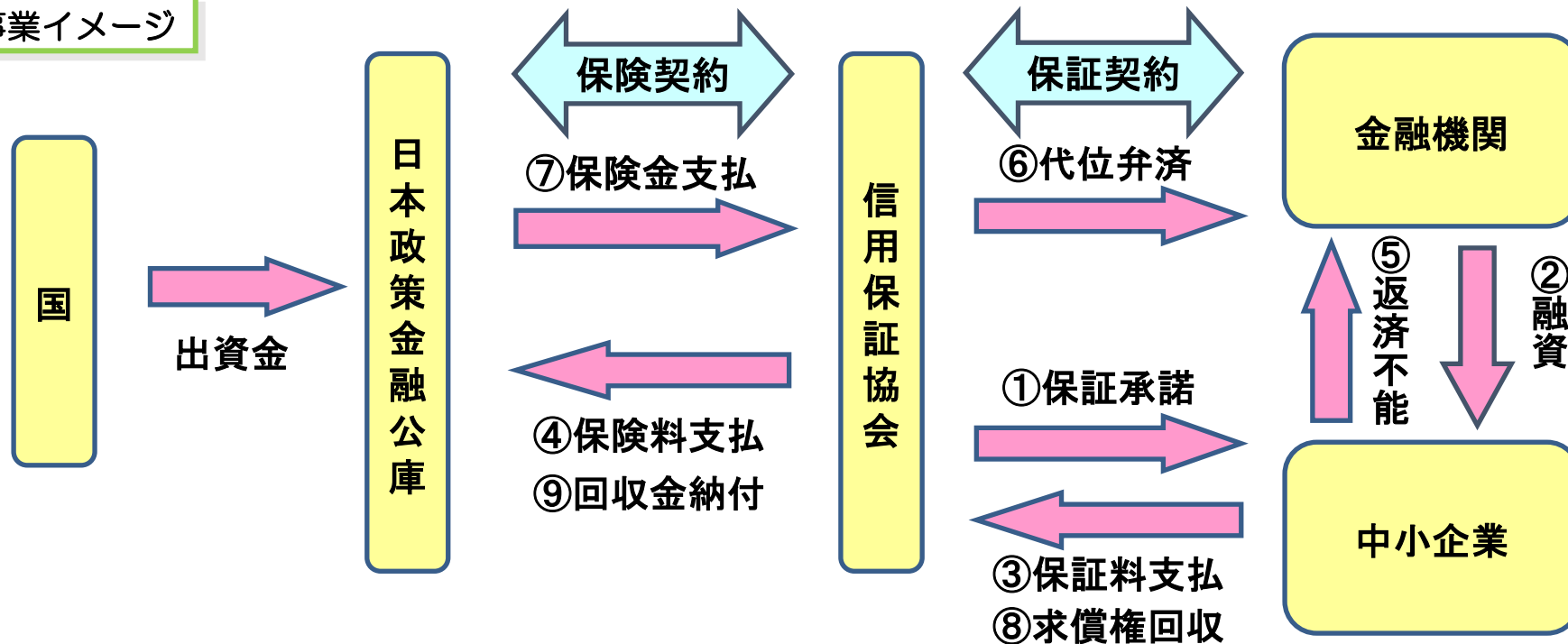
事業の内容

信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者向け貸付に対する債務保証について、公庫が再保険（信用保険）を実施することにより、信用保証協会の保証能力の強化を図るもの。

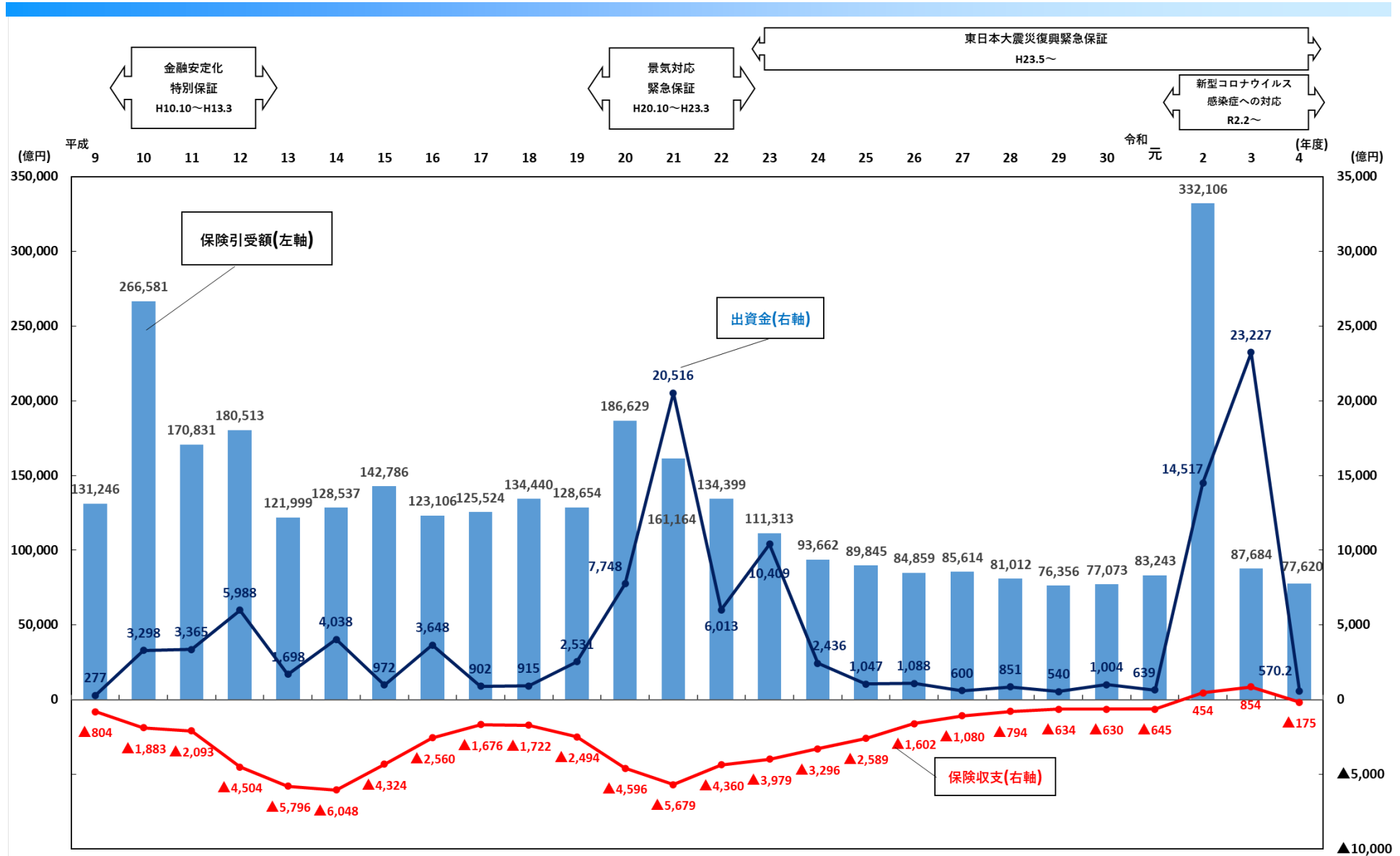
信用保証協会による代位弁済が発生した場合は、公庫が信用保証協会に対して保険金の支払いを行う。

国の出資金は公庫の財務基盤の強化を図るために交付するもの。

事業イメージ



中小企業信用保険事業に対する財政措置



(注) 出資金は、一般会計財務省所管分の他に、一般会計経済産業省所管分(平成24年度～令和4年度各2億円)及び東日本大震災復興特別会計分(24年度392億円)を含む。

● 令和4年度実績評価書(案)における政策目標等とその達成状況について

【政策目標】 7-1: 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

※当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「政府関係金融機関の運営に必要な経費」及び「危機対応円滑化業務に必要な経費」を記載している。

【施策】 7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

【測定指標: 定性的指標】 7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

目標: 中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保する。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保する。

令和4年度における施策(7-1-1)は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、当該施策については「目標達成」との評価見込みとなっている。

< 施策7-1-1に係る参考指標 >

・(株)日本政策金融公庫の融資実績

(単位: 億円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度末	令和 4年度末
日本 政策 金融 公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551

・危機対応業務の実施状況(中堅・大企業向け)

(単位: 億円)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
貸付額(計)	25	22,489	2,801	308
商工組合中央金庫	-	368	255	71
日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237
損害担保(計)	-	1,505	1,999	157
商工組合中央金庫	-	205	252	71
日本政策投資銀行	-	1,300	1,747	86

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満四捨五入

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満切り捨て

事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0051

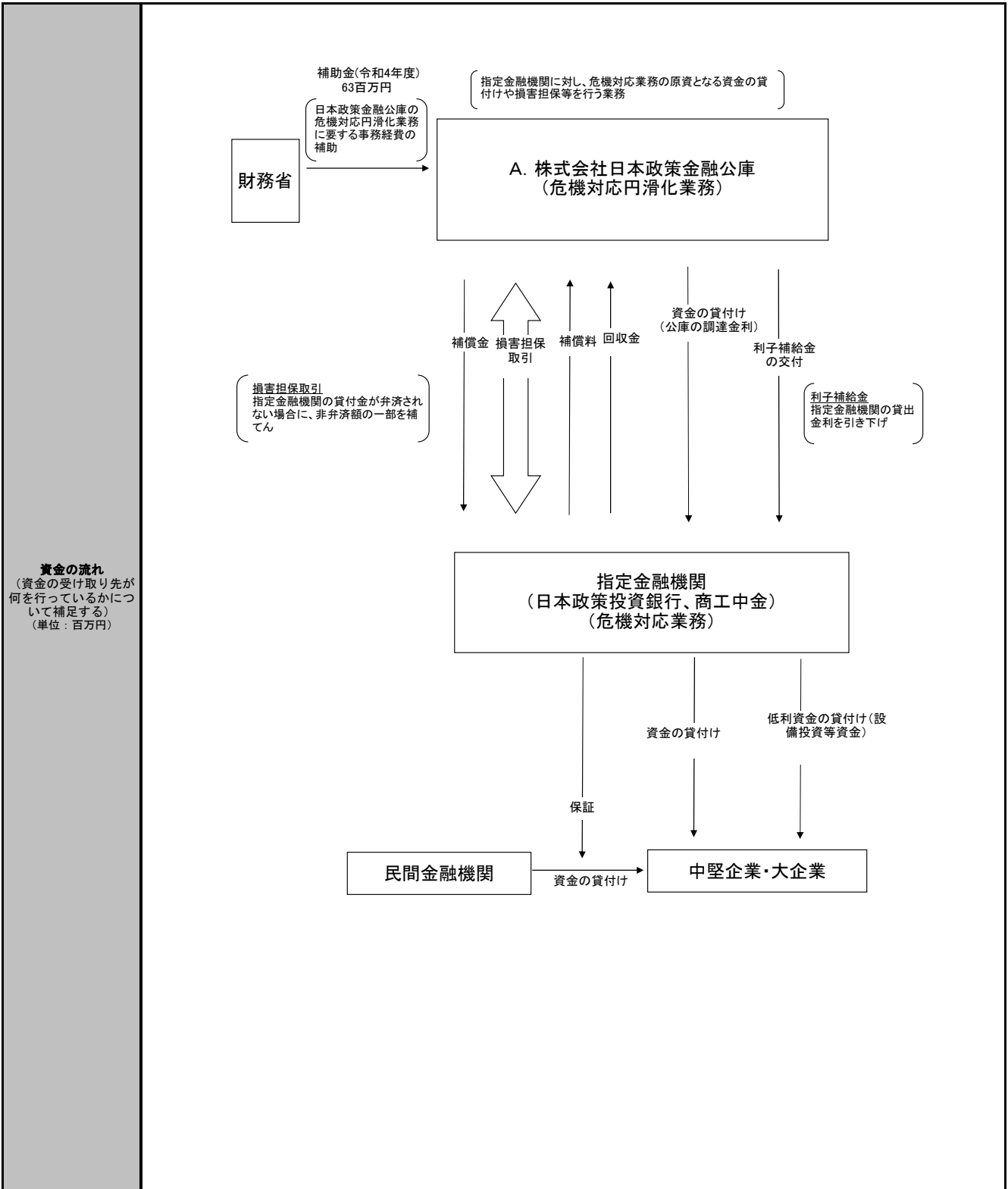
令和5年度行政事業レビューシート				（ 財務省 ）			
事業名	危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)		担当部署	大臣官房		作成責任者	
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	政策金融課	政策金融課長 福島 秀生	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号) 第11条第2項及び第3項		関係する 計画、通知等	-			
政策	財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保		主要経費	その他の事項経費			
施策	政策目標7-1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保						
政策体系・評価書URL	(後日記載)						
事業の目的 (5行程度以内)	株式会社日本政策投資銀行等の指定金融機関が危機対応業務(内外の金融秩序の混乱や、大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付け等)を実施するにあたり、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が、指定金融機関に対する信用供与等を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る。						
現状・課題 (5行程度以内)	災害等の危機発生時には、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分にされない事態が想定される。このような事態に対処するため、危機事案が認定された場合には、公庫が指定金融機関に対する信用供与等を行うことにより、危機発生時における円滑な資金供給を図る必要がある。 「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の危機認定が令和4年9月30日をもって終了しており、令和5年4月1日時点で危機認定事案は無し。						
事業概要 (5行程度以内)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、公庫が指定金融機関に対し、一定の信用の供与等を行うもの。(以下、「危機対応円滑化業務」という。) 危機対応円滑化補助金では、公庫に対して、危機対応円滑化業務に要する事務経費の補助を行い、危機対応円滑化業務出資金では、指定金融機関に対する損害担保取引や利子補給金の交付に必要な財務基盤の強化を措置する。また、危機対応円滑化業務補給金では、甚大な災害等が発生した場合に指定金融機関の貸付金利を政策的に引き下げたため、公庫が指定金融機関に支給する利子補給金を交付する。						
事業概要URL	(後日記載)						
実施方法	補助、その他						
補助率等	【危機対応円滑化業務補助金】 公庫が実施する危機対応円滑化業務に要する事務経費を公庫に対し補助するもの。【補助率100%】(※財務省、経済産業省及び農林水産省が分担して支出)						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
		当初予算(A)	77	78	81	80	-
		補正予算(B)	760,899	▲ 2	▲ 2	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	759,250	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 759,250	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,726	759,326	79	80	-
執行額(G)	1,708	153,060	63				
執行率(%) =(G)/(F)	99%	20%	80%				
当初予算+補正予算に対する執行額 の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	0%	201395%	80%				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	政策金融費					
	(目)	危機対応円滑化業務補助金	79				
	(目)	危機対応円滑化業務補給金	1				
		その他		-			
	計(A)	80		-			

活動内容① (アクティビティ)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、指定金融機関が主に中堅・大企業の事業者に対して円滑な資金供給が行えるよう、公庫が指定金融機関に対し、①必要な長期・短期資金の貸付け、②非弁済額の一部補填(損害担保)、③利子補給金の交付を行う。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	公庫から指定金融機関に対する信用供与等	公庫から指定金融機関に対する貸付けの実績	活動実績 当初見込み	億円	21,991	1,712	157	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	指定金融機関は公庫からの信用供与等(アウトプット)を受けて、危機対応業務を実施し、本事業の目的である事業者に対する危機に対処するために必要な資金供給を行うため(アウトカム)。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	危機認定時において、指定金融機関から事業者に対して危機に対処するために必要な資金供給が実施されること	指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(金額)	成果実績	億円	22,293	2,638	253	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<p><その他の定量的な成果指標> ・指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(件数)【令和2年度:341件、令和3年度:147件、令和4年度:32件】</p> <p>https://www.dbj.jp/news/ DBJプレスリリース「危機対応業務の実績について」</p> <p>(※)点検時には日本銀行が公表している「主要銀行貸出動向アンケート調査」内の「企業規模別資金需要判断DI」(大企業及び中堅企業)も参考指標として使用する。</p>								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	定量的な成果指標として「中堅・大企業向け危機対応融資実績(件数、金額)」を設定しているが、将来の危機事案の有無や、万が一危機が発生した場合における危機の内容や規模等が不明な中で事前に融資目標を設定することは出来ない。								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
危機対応(円滑化)業務は危機時において喫緊の資金繰りに対処することを目的としており、期間を短期に限定して実施していることからアウトカムを複数設定することは困難。									

活動内容② (アクティビティ)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、指定金融機関が主に中堅・大企業の事業者に対して円滑な資金供給が行えるよう、公庫が指定金融機関に対し、①必要な長期・短期資金の貸付け、②非弁済額の一部補填(損害担保)、③利子補給金の交付を行う。								
↓									
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	公庫から指定金融機関に対する信用供与等	公庫から指定金融機関に対する損害担保の引受実績	活動実績 当初見込み	億円	1,471	1,839	101	-	-
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	指定金融機関は公庫からの信用供与等(アウトプット)を受けて、危機対応業務を実施し、本事業の目的である事業者に対する危機に対処するために必要な資金供給を行うため(アウトカム)。							
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	危機認定時において、指定金融機関から事業者に対して危機に対処するために必要な資金供給が実施されること	指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(金額)	成果実績	億円	22,293	2,638	253	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<p><その他の定量的な成果指標> ・指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(件数)【令和2年度:341件、令和3年度:147件、令和4年度:32件】</p> <p>https://www.dbj.jp/news/ DBJプレスリリース「危機対応業務の実績について」</p> <p>(※)点検時には日本銀行が公表している「主要銀行貸出動向アンケート調査」内の「企業規模別資金需要判断DI」(大企業及び中堅企業)も参考指標として使用する。</p>								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
	定量的な成果指標として「中堅・大企業向け危機対応融資実績(件数、金額)」を設定しているが、将来の危機事案の有無や、万が一危機が発生した場合における危機の内容や規模等が不明な中で事前に融資目標を設定することは出来ない。								
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
危機対応(円滑化)業務は危機時において喫緊の資金繰りに対処することを目的としており、期間を短期に限定して実施していることからアウトカムを複数設定することは困難。									

活動内容③ (アクティビティ)	主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合に、指定金融機関が主に中堅・大企業の事業者に対して円滑な資金供給が行えるよう、公庫が指定金融機関に対し、①必要な長期・短期資金の貸付け、②非弁済額の一部補填(損害担保)、③利子補給金の交付を行う。								
↓									
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	公庫から指定金融機関に対する信用供与等	公庫から指定金融機関に対する利子補給の実績	活動実績 当初見込み	億円	0.4	6	23	-	-
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	指定金融機関は公庫からの信用供与等(アウトプット)を受けて、危機対応業務を実施し、本事業の目的である事業者に対する危機に対処するために必要な資金供給を行うため(アウトカム)。							
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	危機認定時において、指定金融機関から事業者に対して危機に対処するために必要な資金供給が実施されること	指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(金額)	成果実績	億円	22,293	2,638	253	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-			
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<p><その他の定量的な成果指標> ・指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績(件数)【令和2年度:341件、令和3年度:147件、令和4年度:32件】</p> <p>https://www.dbj.jp/news/ DBJプレスリリース「危機対応業務の実績について」</p> <p>(※)点検時には日本銀行が公表している「主要銀行貸出動向アンケート調査」内の「企業規模別資金需要判断DI」(大企業及び中堅企業)も参考指標として使用する。</p>								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由								
	定量的な成果指標として「中堅・大企業向け危機対応融資実績(件数、金額)」を設定しているが、将来の危機事案の有無や、万が一危機が発生した場合における危機の内容や規模等が不明な中で事前に融資目標を設定することは出来ない。								
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由								
危機対応(円滑化)業務は危機時において喫緊の資金繰りに対処することを目的としており、期間を短期に限定して実施していることからアウトカムを複数設定することは困難。									

事業に関連するKPIが定められている開議決定等	名称																									
	URL																									
	該当箇所																									
事業所管部局による点検・改善																										
点検結果	「新型コロナウイルス感染症に関する事業」は令和2年3月19日に危機認定され、令和4年9月30日をもって終了している。この間に指定金融機関は、公庫からの信用供与等を受けながら中堅・大企業向けに358件、24,930億円の危機対応融資を実施している。当該融資実績を期間別に見ると、令和2年5月:8,864億円(40件)、6月:6,662億円(48件)、7月:2,594億円(43件)と当該3ヶ月間に実績のピークを迎えている。日銀が公表している「主要銀行貸出動向アンケート調査」によると「企業規模別資金需要判断DI(大企業)」は令和2年4月調査:6、7月調査:46、10月調査:1となっており「企業規模別資金需要判断DI(中堅企業)」は令和2年4月調査:6、7月調査:39、10月調査:7となっていることから、中堅・大企業の資金需要に対して指定金融機関から危機に対処するために必要な資金が迅速に供給されたと考えられる。																			目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)						
	改善の方向性	既存融資に関する損害担保や利子補給について適切に対応するとともに、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努める。																								
外部有識者の所見																										
(後日記載)																										
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見																										
(選択してください)	(後日記載)																									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																										
(選択してください)	(後日記載)																									
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ																									
	上記への対応状況																									
	その他の指摘事項																									
	【令和2年度行政事業レビュー(外部有識者会合)事業番号0055 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)】 ○外部有識者の所見 補助対象業務に係る事務経費及びシステム関連費について見直しがされており、引き続き、費用削減に努めてほしい。政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているかどうかについて、継続したモニタリングを実施してほしい。																									
	上記への対応状況																									
	令和2年度の新型コロナウイルスに対する措置において、危機対応円滑化業務に係る既存出資金を全額使用する予定となったため、当該出資金を要求した。																									
備考																										
関連する過去のレビューシートの事業番号																										
平成23年度	27																									
平成24年度	30																									
平成25年度	42																									
平成26年度	41																									
平成27年度	56																									
平成28年度	51																									
平成29年度	52																									
平成30年度	54																									
令和元年度	財務省	-			0055																					
令和2年度	財務省				0055																					
令和3年度	2021	財務	20		0053																					
令和4年度	2022	財務	21		0055																					



費目・用途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載〕	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
補助金	危機対応円滑化業務補助金		63			
人件費	職員基本給等(35百万円)					
事務費	業務諸費等(28百万円)					
出資金						
計			63	計		

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日本政策金融公庫	8010001120391	我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、一般の金融機関が行う業務と異なることに基づき、特に、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の供給等を担っている。	63	補助金等交付	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

「事業概要説明」

事業の概要

主務大臣が指定金融機関による危機対応業務の必要性を認定した場合（以下、「危機認定」）に、指定金融機関が主に中堅・大企業の事業者に対して円滑な資金供給が行えるよう、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）が指定金融機関に対し、

- ①必要な長期・短期資金の貸付け
- ②被弁済額の一部補填（損害担保）
- ③利子補給の交付

を行うもの。

なお、令和2年3月に危機認定された「新型コロナウイルス感染症に関する事案」については、令和4年9月30日をもって終了し、それ以降、新たな危機認定事案はない。

令和5年度当初予算では、公庫に対して、危機対応円滑化業務に要する事務経費の補助を行うために「危機対応円滑化業務補助金」7,871万円を措置している。

「論点及び説明」

●アウトカムが定性的となっているが、効果検証の観点から適当か

公庫から指定金融機関に対する信用供与等（アウトプット）を受けて、指定金融機関は危機対応業務を実施し、本事業の目的である事業者に対する危機に対処するために必要な資金供給を行うことからアウトカムを「危機認定時において、指定金融機関から事業者に対して危機に対処するために必要な資金供給が実施されること」と設定している。

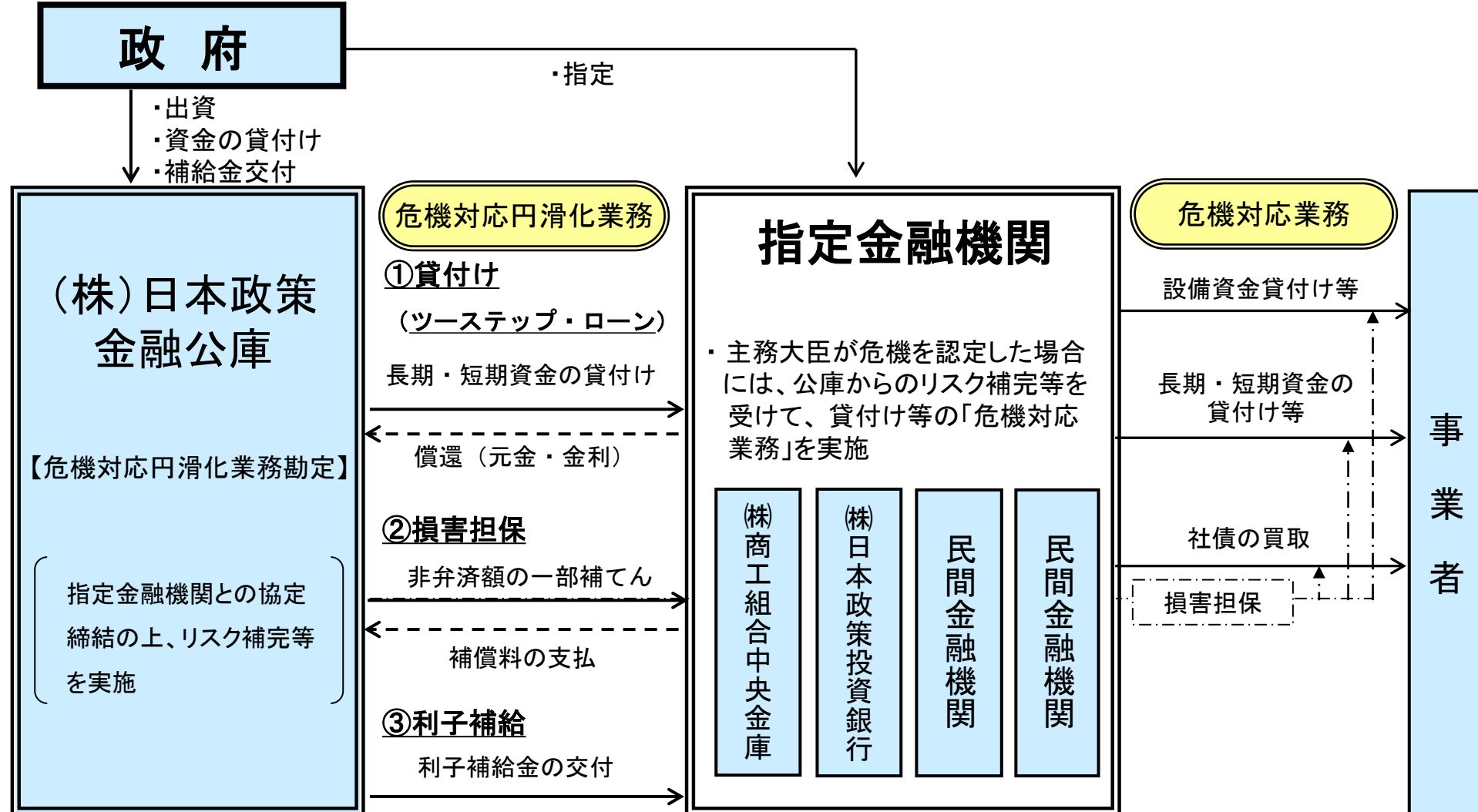
アウトカムの成果を測定する指標については、「指定金融機関から事業者に対する危機対応融資実績（件数・金額）」を設定しているが、将来の危機事案の有無や、万が一危機が発生した場合における危機の内容や規模等が不明な中で事前に融資目標を設定することは出来ない。

●アウトカムが複数設定されていないが、本事業の効果を測るものとして適当であるか

危機対応業務は、危機時において喫緊の資金繰りに対処することを目的としており、期間を短期に限定して実施していることからアウトカムを複数設定することは困難である。

指定金融機関を通じた危機対応業務の概要

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣(財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣)による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、事業者に対する必要な資金の貸付け等(危機対応業務)を行うもの。



中堅・大企業向けの危機対応業務の実績及び中堅・大企業の資金需要

●中堅・大企業向けの危機対応業務の実績

「新型コロナウイルス感染症に関する事案」は令和2年3月に危機認定され、令和4年9月をもって終了。

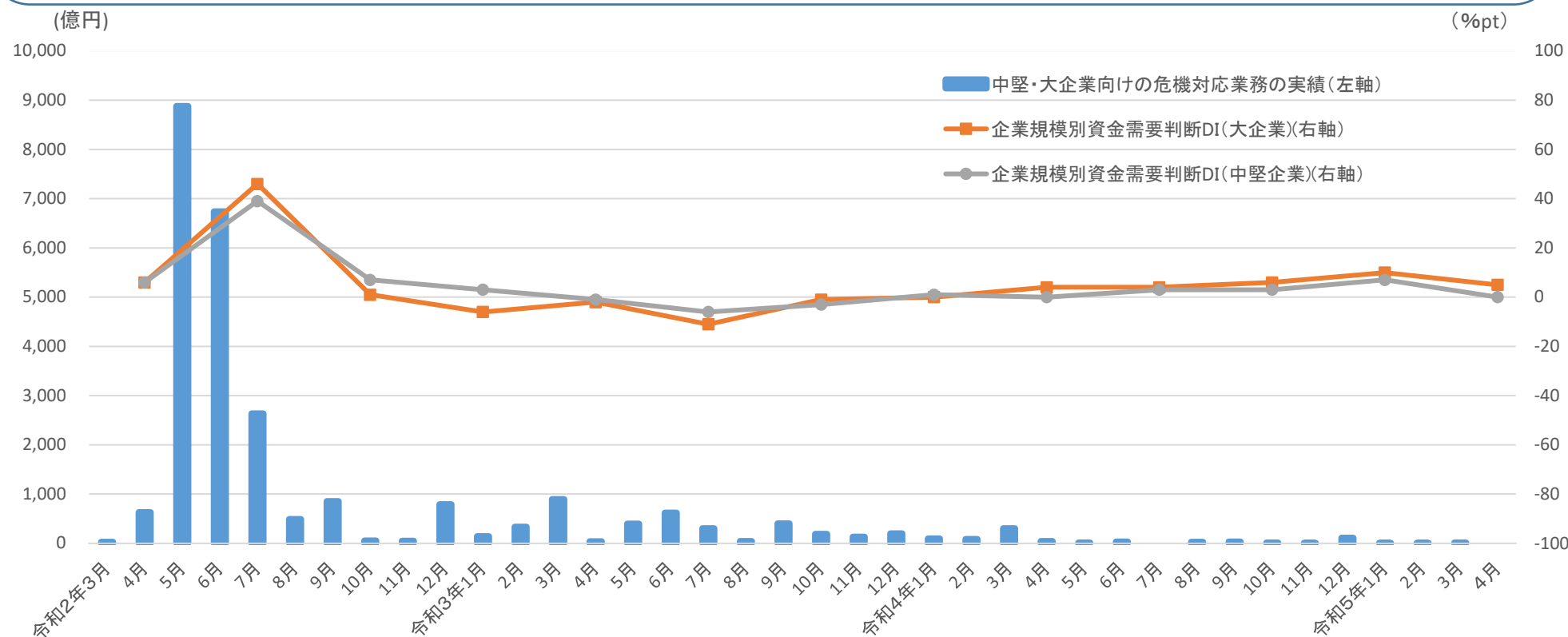
令和2年5月:8,864億円(40件)、6月:6,662億円(48件)、7月:2,594億円(43件)に実績のピークを迎えている。

●中堅・大企業の資金需要の推移

「企業規模別資金需要判断DI(大企業)」は令和2年4月調査:6、7月調査:46、10月調査:1となっている。

「企業規模別資金需要判断DI(中堅企業)」は令和2年4月調査:6、7月調査:39、10月調査:7となっている。

⇒コロナ禍における中堅・大企業の資金需要に対して指定金融機関から危機に対処するために必要な資金が迅速に供給されたと考えられる。



出典:財務省、日本銀行「主要銀行貸出動向アンケート調査」

(注)資金需要判断D.I.:「過去3ヶ月間において、資金需要がどのように変化したか」について日本銀行と取引のある国内銀行及び信用金庫に対してアンケート調査

<計算式> (「増加」とした回答金融機関構成比+0.5 × 「やや増加」とした回答金融機関構成比) - (「減少」とした回答金融機関構成比+0.5 × 「やや減少」とした回答金融機関構成比)

● 令和4年度実績評価書(案)における政策目標等とその達成状況について

【政策目標】 7-1: 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

※当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「政府関係金融機関の運営に必要な経費」及び「危機対応円滑化業務に必要な経費」を記載している。

【施策】 7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

【測定指標: 定性的指標】 7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

目標: 中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保する。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保する。

令和4年度における施策(7-1-1)は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、当該施策については「目標達成」との評価見込みとなっている。

< 施策7-1-1に係る参考指標 >

・(株)日本政策金融公庫の融資実績

(単位: 億円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度末	令和 4年度末
日本 政策 金融 公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551

・危機対応業務の実施状況(中堅・大企業向け)

(単位: 億円)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
貸付額(計)	25	22,489	2,801	308
商工組合中央金庫	-	368	255	71
日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237
損害担保(計)	-	1,505	1,999	157
商工組合中央金庫	-	205	252	71
日本政策投資銀行	-	1,300	1,747	86

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満四捨五入

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

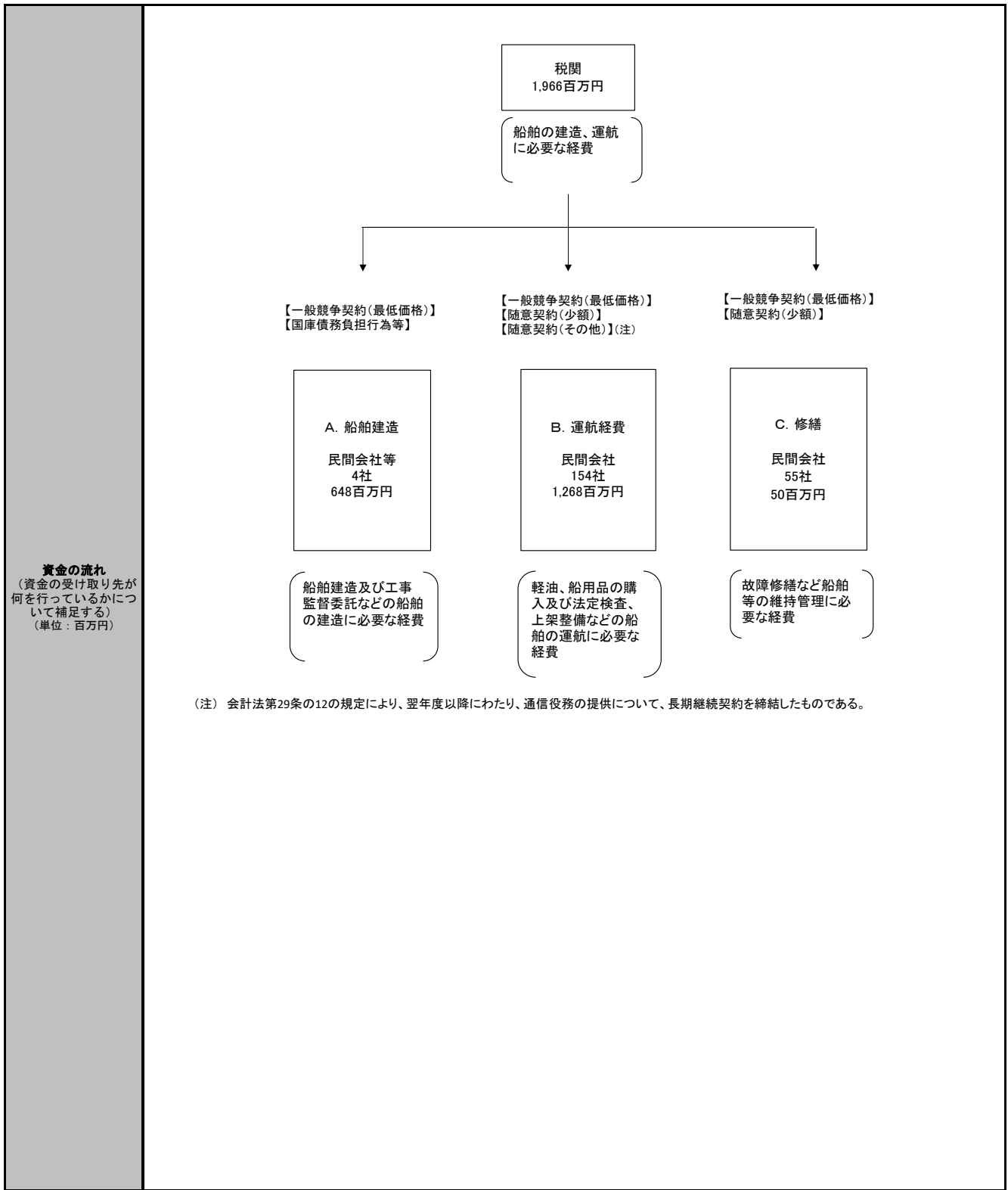
(注)単位未満切り捨て

事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0021

令和5年度行政事業レビューシート		財務省					
事業名	税関監視艇整備運航経費			担当部署	税関局	作成責任者	
事業開始年度	昭和21年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	監視課	監視課長 西川 健士	
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)	関税法等			関係する計画、通知等	-		
政策	政策目標5:貿易の秩序維持と健全な発展			主要経費	その他の事項経費		
施策	政策目標5-3:関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに関関手続における利用者利便の向上						
政策体系・評価書URL	(後日記載)						
事業の目的(5行程度以内)	近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資の効果的な水際取締りを実施することを目的とする。						
現状・課題(5行程度以内)	国内で乱用されている不正薬物は、そのほとんどが海外から密輸入されたものであるところ、税関における令和4年の不正薬物全体の摘発件数は1,044件と前年比25%増加しており、押収量は昨年に比べ減少したものの、7年連続で1トンを超えている。また、覚醒剤の摘発件数は300件と前年比約3.2倍に増加、押収量は約567キロと前年比44%減少したが、これは薬物乱用者の通常使用量で約1,892万回分、末端価格にして約335億円に相当し、我が国への不正薬物の流入が極めて深刻な状況となっている。 そのため、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為等、巧妙化・多様化する密輸事犯を阻止するため、税関監視艇を活用した取締体制の整備を図り、効果的・効率的な水際取締りが極めて重要である。						
事業概要(5行程度以内)	税関では、貨物の水際取締りを実施するため、税関監視艇を活用し、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為への対処及び抑止、沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船、離島等における情報収集等の業務を遂行している。これら業務を的確に遂行するためには、税関監視艇に係る適正な整備・維持管理をするとともに、必要な燃料の確保が不可欠であることから、税関監視艇の建造、法定検査及び修繕などの維持管理並びに運航に必要な燃料の調達を実施するものである。						
事業概要URL	(後日記載)						
実施方法	直接実施						
補助率等	-						
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	2,443	2,285	2,264	2,828	-
		補正予算(B)	-	-	▲6	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	121	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	▲121	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	2,443	2,285	2,137	2,949	-
		執行額(G)	2,196	2,063	1,966	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	90%	90%	92%	-	-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	90%	90%	87%	-	-
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
(項)	税関業務費		建造する船舶規模や法定検査対象船舶の増などによるものである。				
(目)	船舶運航費	1,781					
(項)	船舶建造費						
(目)	船舶建造費	945					
(項)	税関業務費						
(目)	各所修繕	48					
(項)	税関業務費						
(目)	航海日当食卓料	34					
(項)	船舶建造費						
(目)	船舶建造費	18					
	その他	2	-				
	計(A)	2,828	-				

活動内容① (アクティビティ)	巧妙化・多様化する密輸事犯を阻止するため、税関監視艇を配備し、計画的な運航を行うことで、取締体制を強化し、効果的かつ効率的な取締りを実施する。									
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	効果的かつ効率的な水際取締りの実施に必要な税関監視艇の配備及び運航を確保する。	税関監視艇の総稼働時間 ※税関監視艇の配備艇数 R2～5年度:29艇、R6年度:28艇	活動実績	時間	17,683	19,656	20,904	-	-	
			当初見込み	時間	22,204	17,683	19,656	20,904	20,183	
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	密輸リスクや取締状況等を踏まえ、税関監視艇を計画的に運航させることにより、密輸事犯に対する一定の抑止力が見込まれるほか、「不審事象等の発見」の向上といった成果が得られるものである。 なお、当該アウトカムについては、効果的かつ効率的な水際取締りの実施のために必要な税関監視艇の配備及び適切な運航の確保によって発現するものである。								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		年度
	運航計画に対し、100%の実施率を目標とした税関監視艇の稼働を目指す。	運航計画日数に対する 稼働日数の割合	成果実績	%	76.2	77.8	85	-		
			目標値	%	100	100	100	100		
			達成度	%	76.2	77.8	85	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	出典: 関税局監視課調べ									
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	税関監視艇を活用した水際取締りにおいて、不審事象等を発見し、対処することで、「(個々の)密輸事犯の摘発への寄与」「洋上において漂流・漂着する貨物に対する検査等の実施」「今後の水際取締りに有効な情報入手」及び「法令違反に対する指導を通じた治安強化」といった成果が得られるものである。 なお、当該アウトカムは、密輸リスクや取締状況等を踏まえた計画に基づき、短期アウトカムが的確に遂行されることによって、より効果的に発現するものである。								
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		年度
	税関監視艇による不審事象等の発見件数を前年度実績よりも向上させることを目指す。	不審事象等の発見件数	成果実績	件	76	73	99	-		
			目標値	件	73	76	73	99		
			達成度	%	104.1	96.1	135.6	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	出典: 関税局監視課調べ									
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	税関は「安全・安心な社会の実現」のため、不正薬物の国内流入阻止を重要な使命とし、その達成手段として税関監視艇を配備・運航している。 不正薬物の国内流入阻止は、税関監視艇の計画的運航(短期アウトカム)及び不審事象等の発見(中期アウトカム)を積み重ねていくことにより実現されることから、最終的な成果として設定したものの。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 14年度		年度
	国内で乱用されている不正薬物のうち、覚醒剤については、そのほとんどが海外から密輸入されたものであるところ、税関監視艇の計画的な運航や不審事象等の発見を通して、税関が、多くの密輸阻止に貢献する。	不正薬物の水際押収量の割合(不正薬物のうち覚醒剤) (注)国内全押収量に占める税関関与分の割合。関係機関による実績等外的要因による変動が大きい。当該年を含めた過去5年間の平均値を記載。	成果実績	%	97.9	96.8		-		
			目標値	%	98.7	98.5	98.1	100		
			達成度	%	99.2	98.3	0	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	出典: 政5-3-2-A-1 ※令和4年度の成果実績については未確定のため後日記載。									
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由									



A.			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
物品製造	株式会社不曹造船 (監視艇建造)	626	法定検査	富水物産株式会社 (定期検査)	149
役務	株式会社不曹造船 (監視艇設計業務)	5	物品購入	富水物産株式会社 (監視艇船用品の購入)	8
			役務	富水物産株式会社 (監視艇整備)	1
計		631	計		158
C.			D.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
修繕	熊本トック株式会社 (浮桟橋修繕)	9			
修繕	熊本トック株式会社 (監視艇修繕)	0.4			
計		9.4	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社木曾造船	5240001037995	監視艇建造(令和3年度国庫債務負担行為)	256	国庫債務負担行為等	-	-	
2	株式会社木曾造船	5240001037995	監視艇建造(令和4年度国庫債務負担行為)	250	一般競争契約(最低価格)	3		
3	株式会社木曾造船	5240001037995	監視艇建造(令和3年度国庫債務負担行為)	120	国庫債務負担行為等	-	-	
4	株式会社木曾造船	5240001037995	監視艇設計業務	5	一般競争契約(最低価格)	2		
5	有限会社半田造船鉄工所	4440002003589	監視艇改修	10	一般競争契約(最低価格)	1		
6	一般財団法人日本造船技術センター	4012405002153	監視艇設計業務	5	一般競争契約(最低価格)	1		
7	横田船舶	-	監視艇建造監理(令和3年度国庫債務負担行為)	0.8	国庫債務負担行為等	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇定期検査	77	一般競争契約(最低価格)	1		
2	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇定期検査	66	一般競争契約(最低価格)	1		
3	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇定期検査	6	一般競争契約(最低価格)	1		
4	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入	2	一般競争契約(最低価格)	3		
5	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入	2	一般競争契約(最低価格)	1		
6	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇整備	1	一般競争契約(最低価格)	3		
7	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入	0.8	随意契約(少額)	-		
8	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入	0.8	随意契約(少額)	-		
9	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入	0.5	随意契約(少額)	-		
10	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇船用品の購入等(27件)	3	随意契約(少額)	-		
11	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇定期検査	59	一般競争契約(最低価格)	2		
12	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇定期検査	44	一般競争契約(最低価格)	2		
13	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇船用品の購入	0.6	随意契約(少額)	-		
14	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇船用品の購入(13件)	2	随意契約(少額)	-		
15	株式会社りゅうせき	5360001009256	監視艇燃料油の購入	46	一般競争契約(最低価格)	1		
16	株式会社りゅうせき	5360001009256	監視艇燃料油の購入	45	一般競争契約(最低価格)	1		
17	株式会社りゅうせき	5360001009256	監視艇潤滑油の購入(2件)	0.5	随意契約(少額)	-		
18	林業石油株式会社	1290001009738	監視艇燃料油の購入	69	一般競争契約(最低価格)	3		
19	林業石油株式会社	1290001009738	監視艇燃料油の購入	19	一般競争契約(最低価格)	3		
20	林業石油株式会社	1290001009738	監視艇潤滑油の購入等(13件)	2	随意契約(少額)	-		
21	株式会社南進造船所	5120001027926	監視艇定期検査	61	一般競争契約(最低価格)	2		
22	株式会社南進造船所	5120001027926	監視艇船用品の購入	0.2	随意契約(少額)	-		
23	株式会社ウミライ	6270001003853	監視艇燃料油の購入	51	一般競争契約(最低価格)	2		
24	株式会社ハヤマ	6110001004660	監視艇燃料油の購入	39	一般競争契約(最低価格)	3		
25	株式会社ハヤマ	6110001004660	監視艇潤滑油の購入	0.4	随意契約(少額)	-		
26	株式会社ハヤマ	6110001004660	監視艇潤滑油の購入等(3件)	0.4	随意契約(少額)	-		
27	富士鉱油株式会社	3140001010584	監視艇燃料油の購入	39	一般競争契約(最低価格)	2		
28	株式会社宮本商店	7290801020962	監視艇燃料油の購入	32	一般競争契約(最低価格)	3		
29	株式会社宮本商店	7290801020962	監視艇燃料油の購入	0.7	随意契約(少額)	-		
30	株式会社辰也造船所	4190001008029	監視艇定期検査	32	一般競争契約(最低価格)	2		

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本ドック株式会社	2330001013544	浮棧橋修繕	9	一般競争契約 (最低価格)	1		
2	熊本ドック株式会社	2330001013544	監視艇修繕	0.4	随意契約(少額)	-		
3	日本海洋産業株式会社	5250001006132	浮棧橋修繕	7	一般競争契約 (最低価格)	5		
4	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	2	一般競争契約 (最低価格)	1		
5	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	1	随意契約(少額)	-		
6	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.8	随意契約(少額)	-		
7	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.7	随意契約(少額)	-		
8	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.3	随意契約(少額)	-		
9	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.3	随意契約(少額)	-		
10	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.2	随意契約(少額)	-		
11	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕	0.2	随意契約(少額)	-		
12	富永物産株式会社	6010001052075	監視艇修繕(3件)	0.4	随意契約(少額)	-		
13	株式会社平山造船所	2050001021030	監視艇修繕	2	随意契約(少額)	-		
14	株式会社平山造船所	2050001021030	監視艇修繕	2	随意契約(少額)	-		
15	株式会社ゼネラルエンジニアリング	1340001002349	監視艇修繕	1	一般競争契約 (最低価格)	1		
16	株式会社ゼネラルエンジニアリング	1340001002349	監視艇修繕	0.6	随意契約(少額)	-		
17	株式会社ゼネラルエンジニアリング	1340001002349	監視艇修繕(6件)	0.5	随意契約(少額)	-		
18	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇修繕	0.7	随意契約(少額)	-		
19	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇修繕	0.4	随意契約(少額)	-		
20	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇修繕	0.4	随意契約(少額)	-		
21	株式会社大東工作所	2140001013472	監視艇修繕(2件)	0.4	随意契約(少額)	-		
22	日本無線株式会社	3012401012867	監視艇修繕	0.9	随意契約(少額)	-		
23	日本無線株式会社	3012401012867	監視艇修繕	0.2	随意契約(少額)	-		
24	日本無線株式会社	3012401012867	監視艇修繕(3件)	0.3	随意契約(少額)	-		
25	鹿児島ドック鉄工株式会社	1340001000971	浮棧橋修繕	0.9	随意契約(少額)	-		
26	鹿児島ドック鉄工株式会社	1340001000971	浮棧橋修繕	0.4	随意契約(少額)	-		
27	三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社	5240001001530	監視艇修繕	0.8	随意契約(少額)	-		
28	三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社	5240001001530	監視艇修繕	0.4	随意契約(少額)	-		
29	有限会社根本造船所	2020002098541	監視艇修繕	0.8	随意契約(少額)	-		
30	有限会社根本造船所	2020002098541	監視艇修繕(2件)	0.3	随意契約(少額)	-		
(注)落札率については、 同種先位別者の入札額を類推せし記載が必要場合は本表の注【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	株式会社木曾造船	5240001037995	監視艇建造	499	一般競争契約 (最低価格)	3		
2	A	横田船舶	-	監視艇建造監理	1	一般競争契約 (最低価格)	1		

(注)落札率については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため記載していない。

税関監視艇整備運航経費

財務省関税局

2023年6月13日

税関監視艇整備運航経費

税関の3つの使命

安全・安心な社会の実現

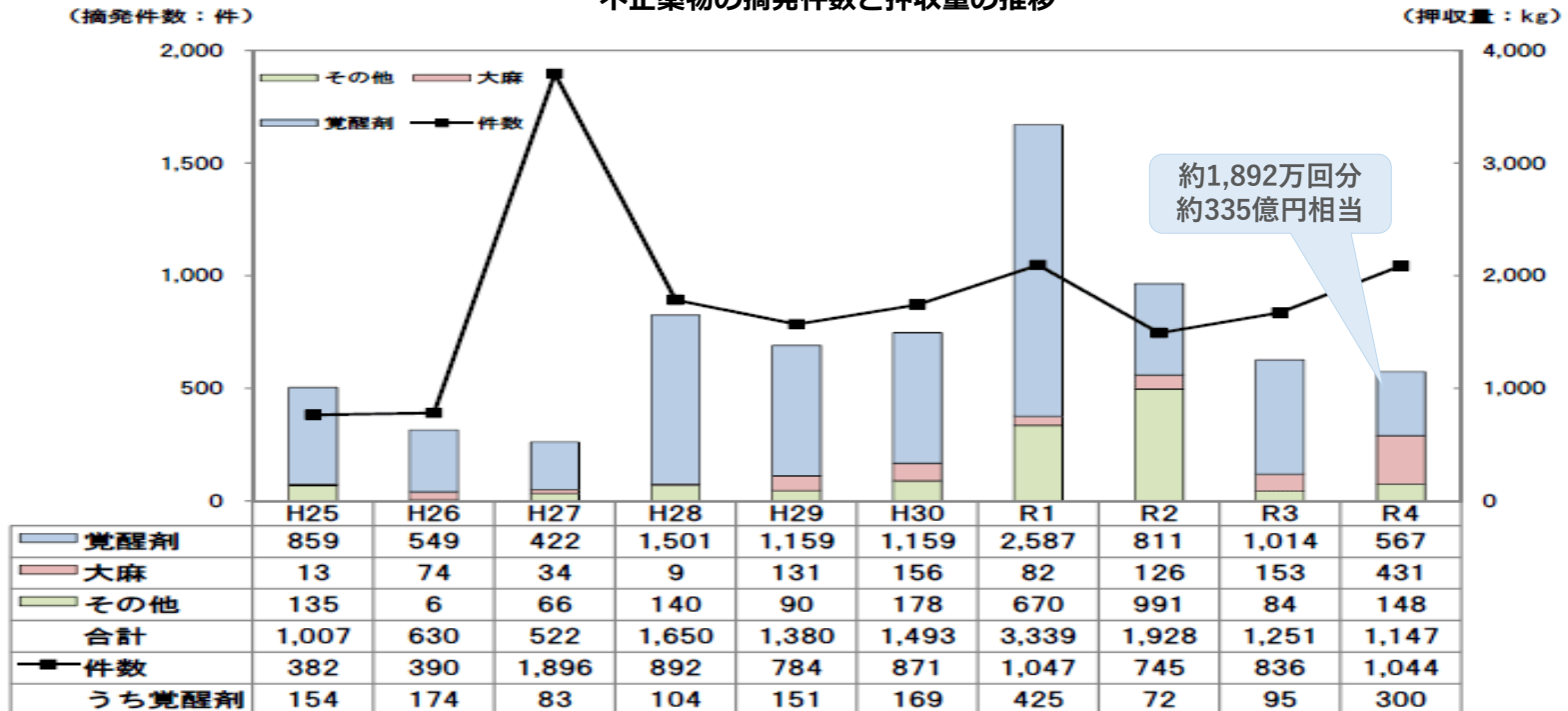
適正かつ公平な関税等の賦課徴収

貿易円滑化の推進

不正薬物の摘発状況

- 令和4年の不正薬物全体の摘発件数は1,044件（前年比25%増）、押収量は約1,147kg（同8%減）となった。摘発件数は過去3番目を記録し、押収量は7年連続で1トンを超え、過去10番目を記録。
- 覚醒剤の摘発件数は、300件（同約3.2倍）と増加し、押収量は約567kg（同44%減）と減少。押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約1,892万回分、末端価格にして約335億円に相当。
- 覚醒剤の国内押収量全体に占める水際押収量の割合は約97%（平成29年～令和3年累計）

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和4年の数値は速報値。令和元年は平成31年1月から令和元年12月を示す。

税関監視艇整備運航経費

事業概要

【目的】

近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資の効果的な水際取締りを実施する。

【概要】

税関では、貨物の水際取締りを実施するため、税関監視艇を活用し、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為への対処及び抑止、沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船、離島等における情報収集等の業務を遂行している。



洋上追尾、密輸事件への対処



不審事象や不審船舶の発見、船舶の動静監視



沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船



離島等における情報収集

税関監視艇整備運航経費

監視艇の配備状況

令和5年4月1日現在、全国に29艇を配備。

区分	大型監視艇	中型監視艇	小型監視艇
全長	38m程度	28m程度	20m程度
航行区域	沿海区域及び近海区域 (外国の領海を含まない)	沿海区域	平水区域及び 限定的な沿海区域
監視艇			
艇数	5艇	16艇	8艇

※航行区域

- 近海区域・・・東経175度、南緯11度、東経94度、北緯63度の線により囲まれた水域（船舶安全法施行規則第1条第8項）
- 沿海区域・・・概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域（船舶安全法施行規則第1条第7項）
- 平水区域・・・湖、川及び港内等の水域（船舶安全法施行規則第1条第6項）

海港における密輸摘発事例

(事例1)

平成29年8月、横浜税関等は、関係機関と共同で、日本の東方沖で船籍不詳の船舶から受け取り茨城県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約475kg (末端価格：約300億円)**を発見、摘発した。



(事例2)

令和元年6月、東京税関等は、関係機関と共同で、日本の南方沖で船籍不詳の船舶から受け取り静岡県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約1,000kg (末端価格：約600億円)**を発見、摘発した。



(事例3)

令和元年12月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海洋上で船籍不詳の船舶から受け取り熊本県内の港に陸揚げされた**覚醒剤 約590kg (末端価格：約350億円)**を発見、摘発した。



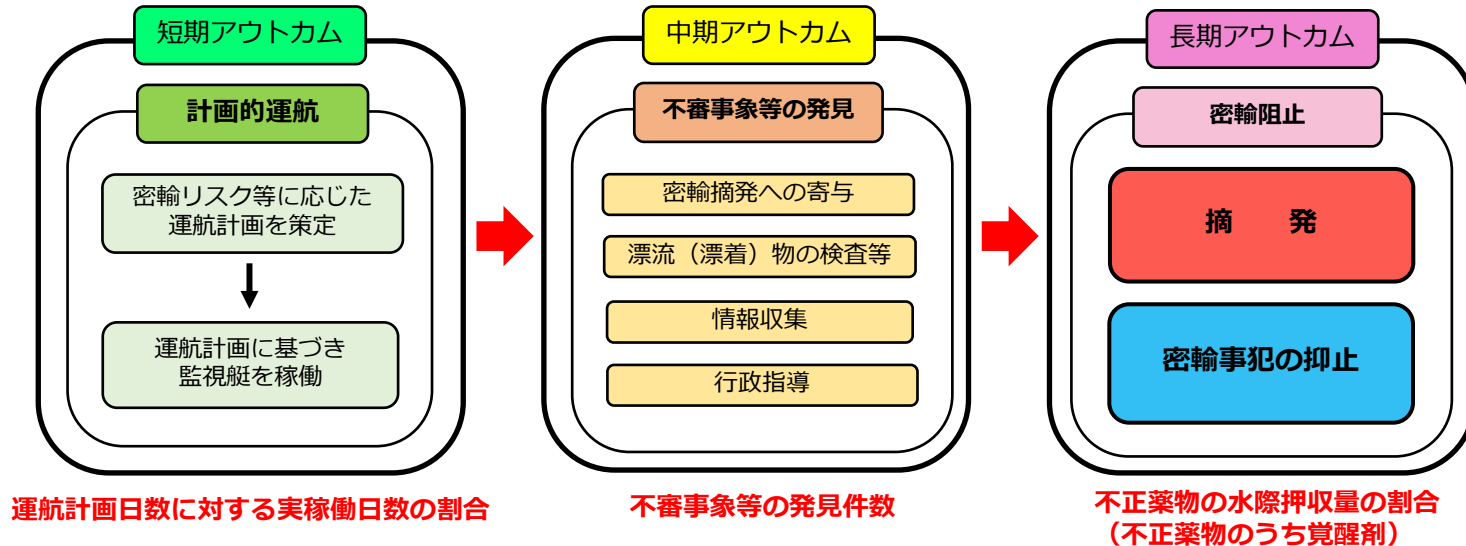
(事例4)

平成29年5月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海洋上で船籍不明の船舶から受け取り佐賀県唐津港に陸揚げされた**金地金 約206kg (約9億3千万円相当、脱税額7千4百万円)**を発見、摘発した。



論点

① 設定した定量的なアウトカムは本事業の効果を図るものとして適当であるか



② 効果的・効率的な配備の適正化が図られているか

適正配備への取組み

- 密輸リスクの高い海域への重点配備
- 税関間の応援体制の構築による取締り体制の確保
- 20年経過を目安とした更新（代替建造）※法定耐用年数15年
- 基本的な仕様を定め、性能の過大化を防止 等

【参考】 配備の見直し状況等

- 3年度：中型監視艇更新時に配備替を実施
- 4年度：中型監視艇更新時に配備替を実施
- 5年度：中型監視艇の後継艇に大型監視艇の建造開始（更新時に配備替を実施予定）
- 小型監視艇1艇の廃止

- ◆ 密輸リスクや取締り環境の変化に応じて配備数、配備先等不断の見直しにより、適正配備に努めている
- ◆ 適切な仕様を検討するとともに、一般競争入札における競争性の確保を図る等コスト削減に努めている

政策評価との関係

令和4年度財務省政策評価書（案）における政策目標

政策目標5－3

関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

測定指標：定量的指標と目標値

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合（過去5年の平均より増加）

測定指標：定性的指標と目標

政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施



【本事業と政策評価との関係】

税関監視艇は、海港における漁船等を利用した洋上取引などの密輸行為への対処及び抑止、沖合に停泊中の外国貿易船に対する臨船、離島等における情報収集等の厳格な水際取締りを遂行する上で必要不可欠であり、上記測定指標には、税関監視艇を活用したことによる不正薬物の摘発実績を含むものである。そのため、本事業は「施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止」に寄与している。

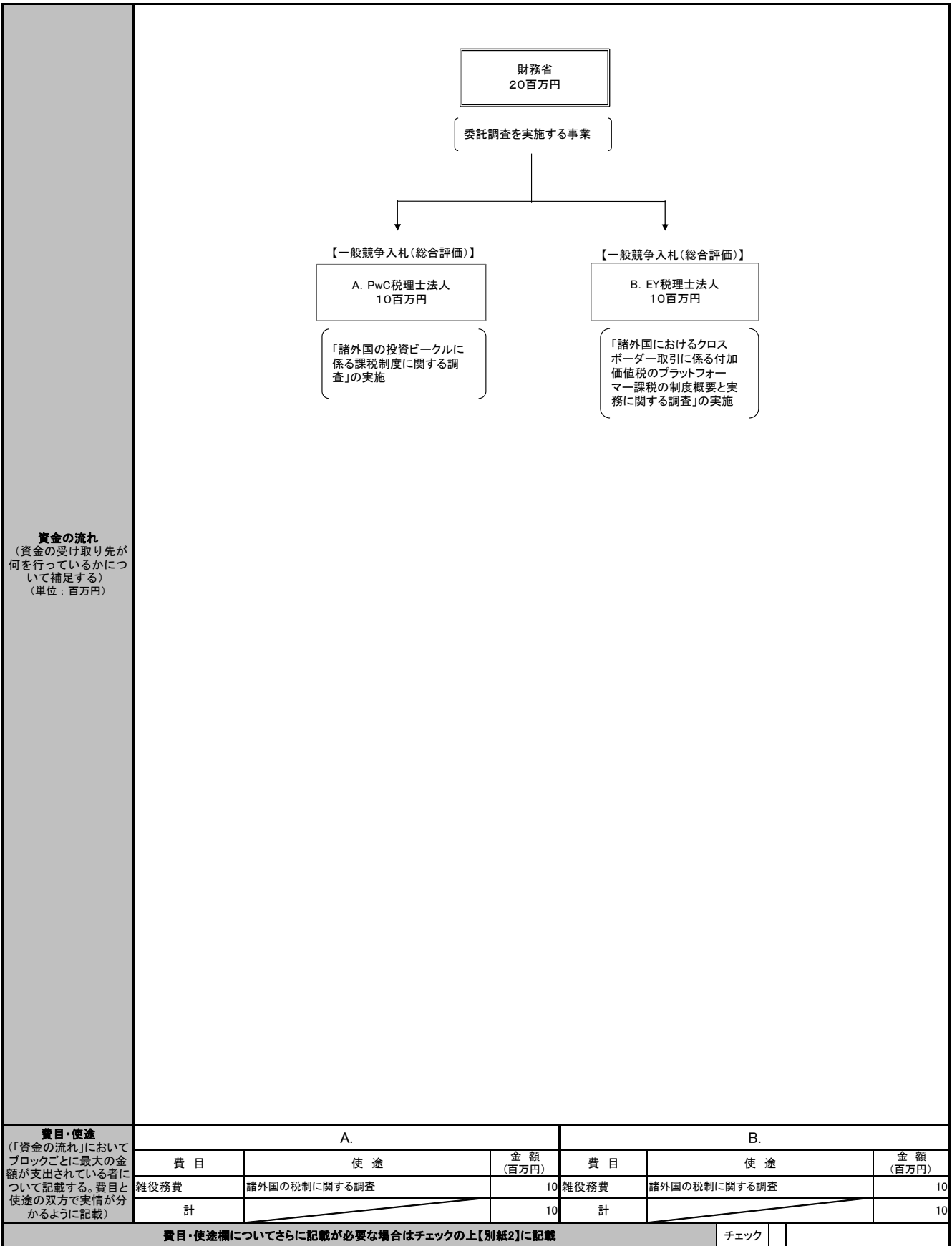
※政5-3-2-A-1については、目標値に対する実績値が確定していないことから、その把握後に評価を判定する。
政5-3-2-B-1については、「相当程度進展あり」との評定見込みとなっている。

令和5年度行政事業レビューシート				（ 財務省 ）								
事業名	諸外国の税制に関する調査			担当部署	主税局	作成責任者						
事業開始年度	平成7年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	調査課	調査課長 河本 光博						
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	財務省設置法第4条第16号 財務省組織令第32条第1号			関係する 計画、通知等	-							
政策	政策目標2:適正かつ公平な課税の実現			主要経費	その他の事項経費							
施策	政策目標2-1:経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実											
政策体系・評価書URL	(後日記載)											
事業の目的 (5行程度以内)	経済のグローバル化への対応等が課題となる中で、諸外国が税制面でどのような制度を導入しており、またその実態がどのようになっているかを調査し、我が国の制度と比較検討を行うことで、我が国の税制の特徴を把握し、今後の税制の制度設計に資することを目的としている。											
現状・課題 (5行程度以内)	人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に伴い、日本及び諸外国の税制は近年益々複雑化している。新たな時代の動きに併せて適切に税制の制度設計を行うためには、諸外国の制度について正確かつ迅速に理解し、我が国の制度と比較検討を行う必要があるが、高度に専門的な知識や実務上の取扱いについては短期間の机上調査で全てを把握することは困難。令和6年度事業においては、令和5年度与党税制改正大綱において「老後に係る税制について(中略)あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく」との指摘がされていることなども踏まえ、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築する観点から、今後の議論に資するよう、諸外国における私的年金や退職所得に係る税制の現状把握等に係る調査の実施を想定している。今調査によって見込まれる効果についてはアクティビティ①で示しているが、調査内容は長期的な検討に用いられ、必ずしも短期的に効果を発揮する性質ではないため、前年度の実績、並びに直近で税制改正に活用された実績を、それぞれアクティビティ②と③に示すことで、事業が短期のみならず中長期を見据えて設定、実行されていることを明らかにしている。											
事業概要 (5行程度以内)	直近3年度において、令和4年度は「諸外国の投資ビークルに係る課税制度に関する調査」、「諸外国におけるクロスボーダー取引に係る付加価値税のプラットフォーム課税の制度概要と実務に関する調査」、令和3年度は「諸外国における源泉徴収・年末調整の状況等に関する調査」、「各国の法人税における中小法人税制の実態把握等に関する調査」、令和2年度は「配当に対する二重課税調整及び株式の譲渡損益に対する課税に関する調査」を税理士法人等に委託した。当該事業を執行する者については、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有する者である必要があることから、一定の質を担保しつつ調達金額を抑えるため、一般競争入札(総合評価方式)等により、組織や業務従事者の経験・能力等を総合的に勘案し委託先を決定している。なお、落札率については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあることから記載していない。											
事業概要URL	(後日記載)											
実施方法	直接実施、委託・請負											
補助率等	-											
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	令和2年度	26	令和3年度	26	令和4年度	25	令和5年度	25	令和6年度要求	-
		補正予算(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	26	26	25	25	-	-				
		執行額(G)	19	16	20	-	-	-				
		執行率(%) =(G)/(F)	73%	62%	80%	-	-	-				
		当初予算+補正予算に対する執行額 の割合(%) =(G)/((A)+(B))	73%	62%	80%	-	-	-				
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)							
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	(項)	税制企画立案費										
	(目)	庁費	25									
		その他	0	-								
		計(A)	25	-								

活動内容① (アクティビティ)	令和6年度において、働き方やライフコースが多様化する中で、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築する観点から、私的年金や退職所得に係る諸外国の税制の現状把握等を整理し、今後の税制の制度設計に資することを目的として、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有する者に委託する。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	委託調査の実施	委託調査の実施件数	活動実績	件	1	2	2	-	-
			当初見込み	件	2	2	2	2	2
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	委託調査の実施というアウトプットについて、調査の目的である税制の企画立案がアウトカムとなるが、税制改正においては経済・社会構造の変化に鑑み、中長期的な検討を必要とする場合が多く、調査結果がすぐさま企画立案に用いられる訳ではないという実情から、効果発現の初期段階として、検討段階における活用を短期アウトカムとして設定した。令和6年度事業においては、初期段階においては部内の勉強会や外部会合に出向き課題の現状や検討段階を説明するための材料として活用される。							
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
	実施した委託調査のうち、税制の企画立案に向けた検討において活用された調査の割合を100%とする。	実施した委託調査のうち、税制の企画立案に向けた検討に活用された調査の割合 (=活用された調査の件数/実施件数)	成果実績	%	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	100	
達成度			%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	-								
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	短期アウトカムは税制の企画立案に向けた検討段階での活用であり、当該検討を経て、企画立案時での活用に至ることから、税制改正をはじめとした税制の企画立案に活用されることを、長期アウトカムとして設定した。令和6年度事業においては、働き方やライフコースが多様化する中で、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築する観点から、私的年金や退職所得に係る諸外国の税制の現状把握等を整理し、税制改正を含む措置に結実することを想定している。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度	
	実施した委託調査の調査結果が制度改正の検討材料として活用され、実際の税制改正につながる。	-	成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	-								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	アウトカムを数値によって指標化することは本事業の目的を正確に捕捉できるものではなく、税収増、税制改正への結実是非等の数値を用いることを検討したが、これらの数値は結果の一部として顕在化するのみであり、状況が変化し、税制改正に至らないケース(改正しないという決定に調査内容は活用されている)や税収増が本来の目的ではないケース(争点を整理し、紛争解決に活用された場合)が存在するために、効果を正確に表現するために定性目標を選択した。								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
	-								

活動内容② (アクティビティ)	国外事業者が行う日本国内への消費者向けデジタルサービスの配信については、その配信を行った国外事業者に消費税の納税義務が生じるところ、こうした国外事業者への調査が困難であるなど、執行上の課題がこれまで指摘されてきた。諸外国では、こうした課題に対応するため、プラットフォーム運営事業者に納税義務を課す制度が導入されていることから、今後の検討材料とすべく、令和4年度において、「諸外国におけるクロスボーダー取引に係る付加価値税のプラットフォーム課税の制度概要と実務に関する調査」というテーマの下、諸外国の税制に関する調査について、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有する者に委託した。								
↓									
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	委託調査の実施	委託調査の実施件数	活動実績	件	-	-	2	-	-
			当初見込み	件	-	-	2	-	-
↓ 成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	税制改正においては経済・社会構造の変化に鑑み、中長期的な検討を必要とする場合が多く、調査結果がすぐさま企画立案に用いられる訳ではないという実情から、効果発現の初期段階として、検討段階における活用を短期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
	実施した委託調査のうち、制度改正に向けた検討段階において活用された調査の割合を100%とする。	実施した委託調査のうち、税制の企画立案に向けた検討に活用された調査の割合 (=活用された調査の件数/実施件数)	成果実績	%	-	-	100	100	
			目標値	%	-	-	100	100	
			達成度	%	-	-	100	100	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	学識経験者や実務家を招いた研究会「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会」にて、諸外国の状況を説明するための材料として活用された。								
↓ 成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	短期アウトカムは税制改正に向けた検討段階での活用であり、当該検討を経て対応の方向性が決まり、具体的な制度の企画立案に至ることになる。今後、具体的な制度設計において、当該調査結果が検討材料として活用され、実際の税制改正につながることを長期アウトカムとして設定した。令和4年度事業においては、国外事業者が行う日本国内への消費者向けデジタルサービスの配信について、消費税の適正な課税を確保するための税制改正を含む措置に結実することを想定している。								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度	
	実施した委託調査の調査結果が制度改正の検討材料として活用され、実際の税制改正につながる。		成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	昨年度に実施したばかりであり、引き続き状況の注視を要する。								
アウトカム設定についての説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由 アウトカムを数値によって指標化することは本事業の目的を正確に捕捉できるものではなく、税収増、税制改正への結果是非等の数値を用いることを検討したが、これらの数値は結果の一部として顕在化するのみであり、状況が変化し、税制改正に至らないケース(改正しないという決定に調査内容は活用されている)や税収増が本来の目的ではないケース(争点を整理し、紛争解決に活用された場合)が存在するために、効果を正確に表現するために定性目標を選択した。 アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容③ (アクティビティ)	令和2年度において、「配当に対する二重課税調整及び株式の譲渡損益に対する課税に関する調査」というテーマの下、2019年5月19日に、東京高裁で利益剰余金による配当と資本剰余金による配当を同時に行った場合の両者の区分方法と税務上の処理方法が争点となったこと、また株式の譲渡損益に対する課税について、継続的に組織再編税制にかかる必要な制度改正が行われている状況も鑑み、関連の制度改正に資することを目的として、諸外国の税制の調査について、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有する者に委託する。									
↓										
活動目標及び活動実績③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	委託調査の実施	委託調査の実施件数	活動実績	件	1	-	-	-	-	
			当初見込み	件	2	-	-	-	-	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	委託調査の実施というアウトプットについて、調査の目的である税制の企画立案がアウトカムとなるが、税制改正においては経済・社会構造の変化に鑑み、中長期的な検討を必要とする場合が多く、調査結果がすぐさま企画立案に用いられる訳ではないという実情から、効果発現の初期段階として、検討段階における活用を短期アウトカムとして設定した。令和2年度事業においては、利益剰余金による配当と資本剰余金による配当を同時に行った場合の両者の区分方法と税務上の処理方法を整理し、税制の企画立案に向けての検討材料として活用される。								
成果目標及び成果実績③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度		
	実施した委託調査のうち、税制の企画立案に向けた検討において活用された調査の割合を100%とする。	実施した委託調査のうち、税制の企画立案に向けた検討に活用された調査の割合 (=活用された調査の件数/実施件数)	成果実績	%	100	100	100	100		
			目標値	%	100	100	100	100		
			達成度	%	100	100	100	100		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績										
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	短期アウトカムは税制の企画立案に向けた検討段階での活用であり、当該検討を経て、企画立案時での活用に至ることから、税制改正をはじめとした税制の企画立案に活用されることを、長期アウトカムとして設定した。令和2年度事業においては、継続的に論点となっている組織再編税制にかかる必要な制度改正のために、税制改正を含む措置に結実することを想定している。								
成果目標及び成果実績③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度		
	合併、株式交換等の組織再編成における適正な税務上の処理方法を整理し、株式の譲渡損益に対する課税についての企画立案に活用する。		成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	令和5年度税制改正における事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配に係る課税の特例の創設に当たり適正な税務上の処理方法の検討に貢献した。									
アウトカム設定についての説明	アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アウトカムを数値によって指標化することは本事業の目的を正確に捕捉できるものではなく、税収増、税制改正への結果是非等の数値を用いることを検討したが、これらの数値は結果の一部として顕在化するのみであり、状況が変化し、税制改正に至らないケース(改正しないという決定に調査内容は活用されている)や税収増が本来の目的ではないケース(争点を整理し、紛争解決に活用された場合)が存在するために、効果を正確に表現するために定性目標を選択した。									
	アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由									



支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 PwC税理士法人	1010005005918	諸外国の税制に関する調査	10	一般競争契約 (総合評価)	2		一落札率については、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるために記載していない。
2 EY税理士法人	5010005006053	諸外国の税制に関する調査	10	一般競争契約 (総合評価)	1		一落札率については、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるために記載していない。

諸外国の税制に関する調査

【目的】

経済のグローバル化への対応等が課題となる中で、諸外国が税制面でどのような制度を導入しており、またその実態がどのようになっているかを調査し、我が国の制度と比較検討を行うことで、我が国の税制の特徴を把握し、今後の税制の制度設計に資することを目的としている。

【事業概要】

直近3年度において、令和4年度は「諸外国の投資ビークルに係る課税制度に関する調査」、「諸外国におけるクロスボーダー取引に係る付加価値税のプラットフォーム課税の制度概要と実務に関する調査」、令和3年度は「諸外国における源泉徴収・年末調整の状況等に関する調査」、「各国の法人税における中小法人税制の実態把握等に関する調査」、令和2年度は「配当に対する二重課税調整及び株式の譲渡損益に対する課税に関する調査」を税理士法人等に委託した。当該事業を執行する者については、外国語に習熟しかつ税制に関する専門知識を有する者である必要があることから、一定の質を担保しつつ調達金額を抑えるため、一般競争入札（総合評価方式）等により、組織や業務従事者の経験・能力等を総合的に勘案し委託先を決定している。

【直近3年度の実績】

実施年度	調査内容	委託先	調査費用
4	①諸外国の投資ビークルに係る課税制度に関する調査 ②諸外国におけるクロスボーダー取引に係る付加価値税のプラットフォーム課税の制度概要と実務に関する調査	①PwC税理士法人 ②EY税理士法人	①10百万 ②10百万
3	①諸外国における源泉徴収・年末調整の状況等に関する調査 ②各国の法人税における中小法人税制の実態把握等に関する調査	①ワールド・インテリジェンス・パートナーズ・ジャパン ②EY税理士法人	①8百万 ②8百万
2	配当に対する二重課税調整及び株式の譲渡損益に対する課税に関する調査	森・濱田松本法律事務所	19百万円

政策評価との関連について

令和4年度政策評価書（案）における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

政策目標2-1：成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実



【施策の進捗状況（目標）】

令和4年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和5年度税制改正の内容を検討していきます。

<測定指標：定性的指標>

2-1-1-B-1：令和4年度税制改正の着実な実施と令和5年度税制改正の検討



令和4年度では2件の調査を行い、その内容を税制の企画立案及び企画立案に向けた検討へ活用することにより、政策目標の達成に寄与。

当該事業を含む施策（2-1-1）については、「目標達成」との見込みとなっています。

令和5年度基金シート (財務省)

基金の名称	信用保証基金	担当部局	国税庁課税部			
基金事業の名称	信用保証事業	担当課室	酒税課			
基金の造成法人等の名称	日本酒造組合中央会	作成責任者	酒税課長 中田 和幸			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第3条第1項第1号	共管府省庁名・ 基金シート番号	-			
関係する計画・ 通知等	-					
事業の目的	清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和45年法律第77号)(以下「安定法」という。)に基づき、日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)が、清酒製造業者の清酒の製造に係る資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行うことにより、清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るものである。					
現状・課題 (5行程度以内)	清酒製造業者は、古くから地域の中核事業者として経済・社会・文化の担い手であるが、清酒の消費量の減少や地域の若年人口の減少など、清酒製造業を巡る経済的諸条件の著しい変化に対応するため、昭和45年に安定法が制定され、酒造資金の融通を図るための信用保証基金が設けられた。基金のおかげで清酒製造業者の存続、設備の更新と円滑な規模の縮小が図られ、急激な廃業数の増加を防ぐことができている。また、長年の堅実な事業が評価され、近年は、輸出が増加している清酒製造業者も出てきている。こうした変化も踏まえ、従来の債務保証に加え、輸出用清酒の増産に関する酒造資金の債務保証等、新たな資金需要への対応について検討を進めることとしている。					
事業概要 (5行程度以内)	(1) <input type="checkbox"/> 取崩し型 <input type="checkbox"/> 回転型 <input type="checkbox"/> 保有型 <input checked="" type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他 (2) <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成・補給 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 補てん <input type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> 調査等 <input type="checkbox"/> その他 安定法第3条第1項第1号に掲げる事業を行うため、安定法第6条に基づき酒造組合等からの拠出金と国からの補助金により設置した基金であり、清酒製造業者が清酒の製造に係る資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行う。					
事業概要URL	https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2022/01-2_kikin.pdf					
基金事業の これまでの取組と その成果	清酒製造業者は、そのほとんどが中小・零細事業者である。高価な米を原料としていることもあり、米の購入・製造から出荷・代金回収まで相当の期間を要することから、その間の資金確保が課題であった。この基金により、信用力の脆弱な清酒製造業者が融資を受ける際、中央会の債務保証を行うことで、その信用力を補完することができ、その結果として、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することができている。					
基金方式の 必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> ①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業		左記に該当する理由(④の場合、基金によらざるを得ない理由)		
		<input type="checkbox"/> ②資金の回収を見込んで貸付等を行う事業		中央会は、安定法第3条第1項第1号の事業を行うため、信用保証基金を設け、酒造組合等から拠出された金額と、国から交付された金額との合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする(安定法第6条)。		
	<input type="checkbox"/> ③事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの		<input checked="" type="checkbox"/> ④その他			
	法律に根拠を有する場合、該当条項	清酒製造業等の安定に関する特別措置法第6条、第3条第1項第1号				
基金の造成の 経緯①	基金造成年度	昭和45年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	700
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の 経緯②	追加年度	昭和46年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	700
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の 経緯③	追加年度	昭和50年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	350
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の 経緯④	追加年度	昭和51年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	350
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	

基金の造成の経緯⑤	追加年度	昭和53年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	500
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の経緯⑥	追加年度	昭和54年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	460
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の経緯⑦	追加年度	昭和57年度	当初・補正・予備費等 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	1,000
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
基金の造成の経緯⑧	追加年度	平成6年度	当初・補正・予備費等 会計区分	補正(第2号) 一般会計	国費額 (単位:百万円)	1,200
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称 (歳出予算項・目)	清酒製造業安定事業 費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有
関連する レビューシート	作成年度	事業名			事業番号	
国庫返納の経緯 ①	年度	平成27年度			国庫返納額 (単位:百万円)	630
	理由	平成6年度に阪神淡路大震災の復興支援を目的として基金を積み増した部分については、震災後20年が経過しており、復興支援の目的は達したものと考えられることから、平成6年度の基金積み増しに相当する630百万円を国庫返納した。				
終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】 設定していない					
	【基金事業の終了予定時期を設定していない理由】 法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがないため					
	【基金事業の新規申請受付終了時期】 設定していない					
	【基金事業の新規申請受付終了時期を設定していない理由】 法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがないため					
補助金適正化法 施行令第4条第2 項各号で定める 事項	https://japansake.or.jp/common/kikin/					

活動内容① (アクティビティ)	清酒製造業者が清酒の製造に係る資金を金融機関から借り入れる際に、中央会が基金を活用し債務保証を行う。									
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	全ての債務保証者における健全債務保証者の割合を90%以上とし、基金の健全性を保つ。	健全債務保証者の割合(上位3区分の債務保証者数/全ての債務保証者数)	活動実績	%	92.5	89.5	91.5	-	-	
			当初見込み	%	90	90	90	90	90	
↓	成果目標①-1 の設定理由 (アウトプットからのつながり)	債務保証者の財務状況に応じて適切に担保権を設定するなど、新規の代位弁済が極力発生しないよう基金の健全な運営を図る必要がある。そこで、代位弁済が低位に推移するよう、「新規代位弁済発生件数」を目標として設定している。								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度		
	新規代位弁済発生件数が、過去25年間の平均代位弁済発生件数の50%を下回る水準とする。	新規代位弁済発生件数	成果実績	件数	1	2	0	-		
			目標値	件数	3.7	3.7	3.7	3.6		
達成度			%	374	187	-	-			
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	過去25年間の代位弁済発生件数の平均値を算出し、新規代位弁済の発生件数が当該平均値の50%を下回るよう目標値を設定している。 (例)令和4年度の目標値 ・平成9年度から令和3年度までの25年間の平均代位弁済発生件数…7.4件(25年間の代位弁済発生件数185件/25年) ・7.4件の50%の水準…3.7件									
↓	成果目標①-3 の設定理由 (長期アウトカムへのつながり)	信用保証を希望する清酒製造業者が安心して制度を利用できるようにするためには、代位弁済が発生しないようにすることはもとより、過去に行った代位弁済の求償権を早期に回収し、基金の健全性を保つ必要がある。そこで、継続的に債務保証を実施していく観点から、「求償権の回収率」を目標として設定している。								
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度		
	求償権の回収率を設定し、健全な信用保証事業の実施を図る。	求償権の回収率(求償権累積回収額/求償権累積残高)	成果実績	%	70.6	72.2	74.2	-		
			目標値	%	29	53	53	53		
達成度			%	243.4	136.2	140	-			
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	中央会は、「信用保証事業に関する中間事業健全化計画」を策定し、求償権の回収率の目標値を3年ごとに設定している。令和3～5年度は過去5年間の回収実績(53.14%)を考慮し、53%を目標としている。 令和5年度においては、次期中間計画を策定し、令和6年度から令和8年度の求償権の回収率を再設定する。									
アウトカム設定についての説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない場合の理由									

活動内容② (アクティビティ)	政府において農林水産物・食品の輸出を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標(農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略)を掲げていることも踏まえ、中央会において、新たな資金需要に対応するための基金特別枠(以下「輸出拡大のための原料調達等支援特別保証」という。)を創設する。									
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標	活動実績 当初見込み	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	輸出拡大のための原料調達等支援特別保証の周知・広報を行う。	制度説明会実施回数		件	-	-	-	-	-	
↓ 成果目標②-1 の設定理由 (アウトプットからのつながり)	多くの清酒製造業者への活用を促すため、説明会への参加者数を目標として設定する。									
	成果目標	定量的な成果指標	成果実績 目標値 達成度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度		
説明会に参加した清酒製造業者数を延べ●者以上とする。	説明会に参加した清酒製造業者数	件		令和5年度中に新保証制度を創設以後、具体的な目標値を設定する。						
		件								
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	国税庁課税部酒税課「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」(令和4年アンケート)表12「輸出数量規模別の輸出事業者数」における清酒の輸出事業者数(酒類製造業者等)が582者であることを踏まえて目標値を設定する。									
↓ 成果目標②-3 の設定理由 (長期アウトカムへのつながり)	特別保証を受けた清酒製造業者が、実際に輸出拡大等を行うことができたかどうかが重要である。そこで、特別保証を受けた者のうち、3年以内に輸出拡大等を行った清酒製造業者の割合を目標として設定する。									
	成果目標	定量的な成果指標	成果実績 目標値 達成度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 8 年度		
3年以内の輸出実績割合を8割以上とする。	3年以内の輸出実績割合(3年以内に新規輸出又は輸出の拡大を行った債務保証者数/全ての特別保証を受けた債務保証者数)	%		-	-	-	-			
		%		-	-	-	80			
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	令和6年度以降、輸出拡大のための原料調達等支援特別保証を受けた全ての債務保証者に対しアンケート調査を実施する。									
アウトカム設定についての説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由									
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない場合の理由									

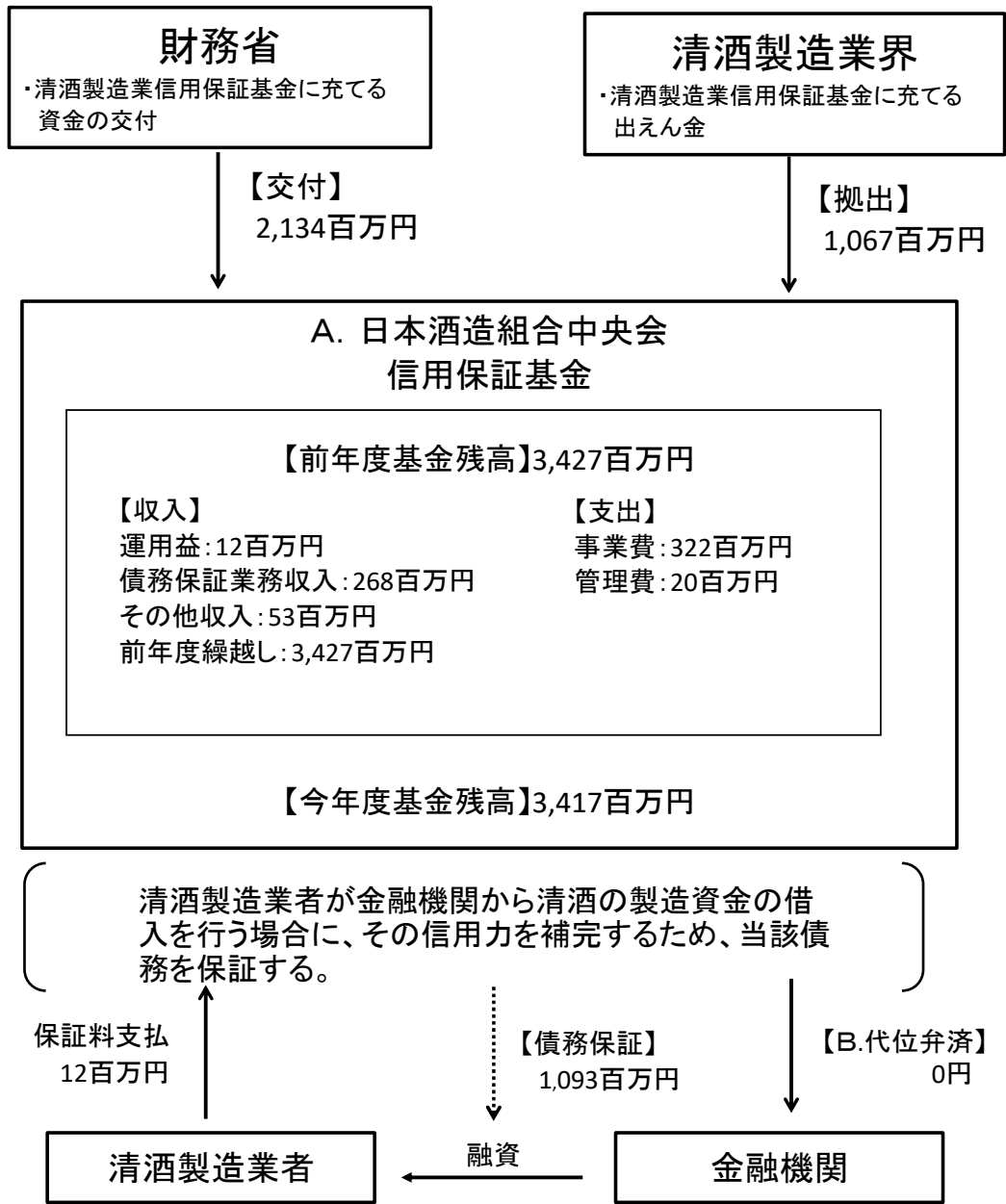
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み		
収入・支出等 (単位:百万円)	前年度末基金残高(a)			3,451	3,431	3,427	3,417		
	収入	国からの 資金交付額		-	-	-			
		運用収入		12	12	12	12		
		(うち国費相当額)		(8)	(8)	(8)	(8)		
		債務保証業務収入		142	189	268	226		
		(うち国費相当額)		(-)	(-)	(-)	(-)		
		その他		139	94	53	-		
	合計(b)			293	295	332	238		
	支出	事業費		290	276	322	209		
		管理費		23	23	20	30		
		(うち基金設置法人 の事務費)		(8)	(8)	(7)	(14)		
(うち基金設置法人 の人的費)			(14)	(14)	(12)	(13)			
合計(c)			313	299	342	238			
国庫返納額(d)			-	-	-	-			
当年度末基金残高 (a+b-c-d)			3,431	3,427	3,417	3,417			
(うち国費相当額)			(2,134)	(2,134)	(2,134)	(-)			
基金設置法人の 事務人的費 (当該基金からの 支出を除く) (単位:百万円)	事務費		(-)	(-)	(-)	(-)			
	人的費		(-)	(-)	(-)	(-)			
	合計		-	-	-	-			
補助等に関する 交付決定実績 (単位:百万円)	交付決定年度	単位	交付決定額	支出年度					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度以降 見込み	
	2年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	-	-	-
		件:金額	-	:	令和2年度以降交付決定実績なし				
	3年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	令和2年度以降交付決定実績なし				
		件:金額	-	:	令和2年度以降交付決定実績なし				
	4年度実績 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	令和2年度以降交付決定実績なし				
件:金額		-	:	令和2年度以降交付決定実績なし					
5年度見込み	件:金額	-	:	-	-	-	-	-	
出資実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み			
	新規出資 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	-		
		件:金額	-	:	-	-	-		
	出資償還	件:金額	-	:	-	-	-		
	出資毀損	件:金額	-	:	-	-	-		
	出資残高	件:金額	-	:	-	-	-		
債務保証実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み			
	新規債務保証 (下段:当初見込み)	件:金額	67	:	1,242	57	:	1,095	
		件:金額	77	:	1,244	62	:	1,200	
	債務保証終了	件:金額	80	:	1,457	65	:	1,133	
	新規代位弁済	件:金額	1	:	100	2	:	36	
	債務保証残高	件:金額	68	:	1,107	59	:	1,033	
59	:	978	57	:	950				
貸付実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み			
	新規貸付 (下段:当初見込み)	件:金額	-	:	-	-	-		
		件:金額	-	:	-	-	-		
	貸付回収	件:金額	-	:	-	-	-		
	新規貸倒	件:金額	-	:	-	-	-		
	貸付残高	件:金額	-	:	-	-	-		

執行の乖離の状況 (単位:百万円)	令和3年度事業費見込み(a) (令和3年度基金シートより)		208	令和3年度事業費(b)	276
	乖離額(c=a-b)		-68	乖離率(c/a)	-32.6%
	【乖離の理由等】				
	令和4年度事業費見込み(a) (令和4年度基金シートより)		208	令和4年度事業費(b)	322
	乖離額(c=a-b)		-114	乖離率(c/a)	-54.6%
【乖離の理由等】					
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	0.99	算出根拠	計算式	保有割合 = (①12百万円 + ②226百万円 - ③4百万円 - ④30百万円) ÷ ⑤206百万円	
			各項の内容	①基金等運用収入見込額 ②その他収入見込額 ③事業費見込額 ④管理費見込額 ⑤代位弁済見込額	
		算出根拠に用いた事業見込みの考え方	計算式	③事業費見込額 = (1)1百万円 + (2)3百万円 (1)1百万円 ÷ (a)0.9百万円 ÷ 5年 (2)3百万円 ÷ (b)15百万円 ÷ 5年 ⑤代位弁済見込額 = (3)206百万円 (3) = (c)229百万円 × (d)0.9	
			各項の内容	(1)債務保証事務に要する費用 (a)平成30年度から令和4年度まで5年間の債務保証事務費の支払実績額の合計額 (2)回収委託に要する費用 (b)平成30年度から令和4年度まで5年間の回収委託費の支払実績額の合計額 (c)令和5年度中に代位弁済が見込まれる者の信用保証承諾額 (d)保証割合	
			事業見込みに用いた指標の積算根拠	(a)平成30年度から令和4年度まで5年間の債務保証事務費の支払実績額の合計額 (0.5百万円 + 0.1百万円 + 0.1百万円 + 0.1百万円 + 0.1百万円 = 0.9百万円) (b)平成30年度から令和4年度まで5年間の回収委託費の支払実績額の合計額 (8百万円 + 1百万円 + 3百万円 + 2百万円 + 1百万円 = 15百万円) (c)令和5年度中に代位弁済が見込まれる者の信用保証承諾額: 6件229百万円	
事業見込みに用いた指標の直近における実績	(a)令和5年度(4月分)中の回収委託費用の支払実績は1百万円 (b)令和5年度(4月分)中の代位弁済額(件数)なし				
使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果等	① 事業を終了した基金		無	保有割合が「1」を上回り、左記④で「無」とした場合、その理由	
	② 前回の見直し以降事業実績がない基金 又は直近3年以上実績がない基金		無		
	③ 基金造成時の政策目的がなくなった基金 又は変更になった基金		無		
	④ 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金		無		
	⑤ その他使用見込みが低いと判断される基金		無		
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】	-			
【使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由】	-				
基金への 拠出時期・ 額の適切性の 点検	【一括交付の場合】 一括交付が必要であった理由	-			
	【分割交付の場合】 追加時期及び金額を決定する際の考え方	-			

基金事業・基金の 造成法人等への調 査・検査等の実施 状況	<p>中央会は、当基金により実施する事業は、毎年度の事業報告書を財務大臣(国税庁)に提出し、承認を受けなければならない。国税庁では、提出内容を精査し、中央会が策定する中間事業健全化計画に沿った事業運営が図れるよう適切に指導している。</p> <p>なお、平成18年度から平成23年度に基金の取崩しが続いたほか、平成27年度に基金の一部を国庫に返納し、基金規模が減少したこと等により、基金運用収入は減少しており、事業を実施する中央会では、「信用保証事業に関する中間事業健全化計画(令和3年度～令和5年度)」を策定し、健全な信用保証事業の実施に取り組んでいる。</p>	
基金の 設置法人等の 適格性の点検	選択方法 及び選定理由等	安定法第6条に基づき、中央会に基金を設けている。
	基金設置法人等の 適格性の点検結果	基金設置法人は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第80条第1項の規定により組織された酒造組合であり、安定法に基づくものであることから、適格性に問題はない。
基金所管当局による点検・改善結果		
点検結果	<p>令和4年度においては、信用保証の利用者数が適正であり、清酒製造業者数の減少数も低調に推移している。また、求償権の回収も順調に進んでいることが認められた。</p>	<p style="text-align: center;">目標年度(令和4年度)における効果測定に関する評価</p> <p>債務保証実績は、令和2年度以降、57件から67件で推移しており、信用保証の利用者数は、適正な水準である。また、清酒製造業者数の減少数も目標を達成している。</p> <p>なお、健全な信用保証事業を実施するため、「求償権の回収率」を長期アウトカムの成果指標として設定しているが、「信用保証事業に関する中期事業健全化計画」に定めた目標値を上回っている。</p>
改善の方向性	<p>当事業は、基金の信用力をもって行う事業であり、基金方式により実施していく必要がある。また、基金運用益を事業の財源に充てる運営形態であり、かつ、代位弁済による資金流出に対する予算措置などの手当てがなされないものであることから、「基金の再点検について」(令和3年12月9日行政改革推進会議)を踏まえつつ、信用保証事業の更なる健全化に向けた中間計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、財務基盤である基金を維持する必要がある。令和5年度においては、次期中間計画(令和6年度～令和8年度)を策定する。なお、財務基盤の健全性が向上していることから、あわせて、輸出促進を目的とした債務保証制度の活用を検討していく。</p>	
外部有識者の所見		
(後日記載)		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見		
(後日記載)		
所見を踏まえた改善点		
(後日記載)		
過去に実施した見直しの概要	<p>平成6年度に阪神淡路大震災の復興支援を目的として基金を積み増した部分については、震災後20年が経過しており、復興支援の目的は達したものと考えられることから、平成6年度の基金積み増しに相当する630百万円を平成27年度に国庫返納した。</p>	
備考	日本酒造組合中央会(https://www.japansake.or.jp/)	

※令和4年度実績を記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	求償権等償却	320			
事業費	債権回収委託費等	1			
管理費	人件費、印刷費、消耗品費等	20			
計		342	計		-

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)
1	日本債権回収株式会社	2010001070337	債権回収	1
2	個人A		債務保証等監査	1

清酒製造業信用保証基金

基金創設の経緯

昭和44年の自主流通米制度の実施により、酒造用原料米の割当制度が廃止されたことに伴う清酒製造業者の経済的諸条件の著しい変化に対応するため、昭和45年に清酒製造業等の安定に関する特別措置法が制定され、日本酒造組合中央会に「信用保証基金」を設け、国からの補助金及び業界からの出えん金により、酒造資金の融通を図るための信用保証事業及び清酒製造業を廃止する者を対象とした転廃給付金事業（※現在は実施していない）を行うことができるよう措置された。

業界の現状

需要と供給

	平成23年	令和3年
免許場数	1,709場	1,544場
課税移出数量	603千KL	399千KL

昭和48年をピーク(1,766千KL)に需要はほぼ毎年減少している。需要低迷等を背景に製造者も減少している。

中小企業割合

	平成23年	令和3年
中小企業数	1,544者	1,203者
中小企業割合	99.7%	96.1%

清酒製造業者のほとんどが中小企業者である。

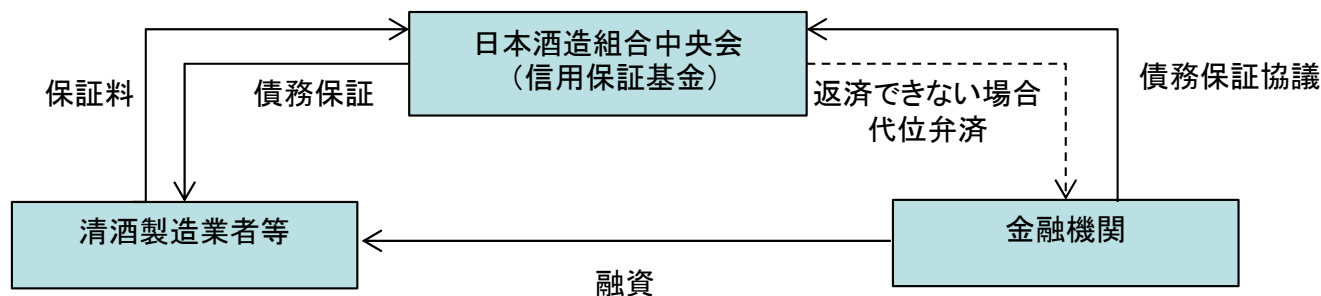
経営状況

	平成23年	令和3年
一企業平均総売上高	300百万円	298百万円
欠損企業数 (全体に占める割合)	683者 (44.1%)	520者 (41.7%)

清酒製造業者は大幅に減少(平成23年度:1,549者⇒令和2年度1,252者)、一企業当たりの平均総売上高は減少、欠損企業数割合は減少。

事業内容

日本酒造組合中央会が、清酒製造業者等に対して清酒の製造に係る資金を銀行等から借入れる際の債務保証を行っている。



経営基盤の安定・酒税の確保に資する

参 考 資 料

令和5年5月30日
国税庁酒税課

日本酒造組合中央会の概要

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)に基づき、酒税の保全及び酒類業界の安定のため設立された酒類業組合。酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができることとされている。

(1) 名称等

(名称) 日本酒造組合中央会 (Japan Sake & Shochu Makers Association)

(所在地) 東京都港区西新橋 1-6-5

(会長) 大倉 治彦 (京都府：月桂冠(株)代表取締役社長、令和2年6月～ 現在2期1年目)

(2) 会員数

都道府県単位の酒造組合 (40) 及び酒造組合連合会 (7)

(参考) 各会員の下に清酒製造業者1,374者、単式蒸留焼酎製造業者270者、みりん二種製造業者13者、計1,657者の酒類製造業者で構成されている。(令和4年6月7日現在)

(3) 主な事業

- 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく事業
 - ・ 国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力
 - ・ 会員たる酒類業組合の組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育等
 - ・ 会員たる酒類業組合の組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝 など
- 清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づく信用保証事業、近代化事業

信用保証事業の概要

【根拠法令】

清酒製造業等の安定に関する特別措置法第3条第1項第1号

【事業の内容】

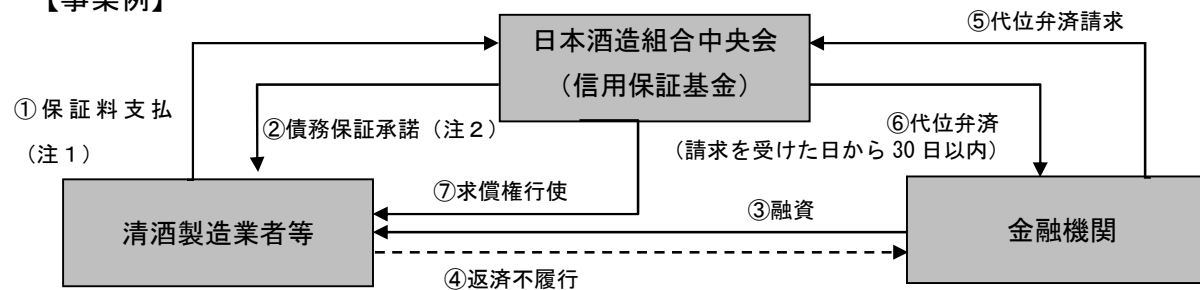
清酒製造業者や酒造組合等が金融機関から清酒の製造資金を借り入れる際の債務の保証。

当該事業を行うため、信用保証基金を設け、清酒製造業者等から拠出された金額と国から交付された金額との合計額をもってこれに充て、その運用益や信用保証料収入等により事業を実施。

【事業創設の目的】

昭和44年5月に自主流通米制度が導入されたことに伴う清酒製造業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒の製造資金の融通の円滑化を図るため、日本酒造組合中央会の事業の範囲を拡大し、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的としたもの。

【事業例】



(注1) 保証料率(年)： 酒造資金 0.50%~1.80%、機械等 0.55%~1.80%

(注2) 債務保証限度額：次のいずれか少ない金額

(1) 出えん金×60倍、(2) 酒造資金所要額の範囲内、(3) 清酒製造見込数量(20度、kl)×30万円

保証の範囲：保証に係る借入金等の90%

※ 中央会の保証金額の合計額の最高限度額(保証枠)：原資(基金)×3倍(96億円)

【基金残高】(令和4年度末)

信用保証基金	32.0億円
(内訳) 政府補助金	21.3億円
業界出えん金	10.7億円

【令和4年度 事業実績】

- 債務保証承諾額 11.0億円
(保証枠(96億円)に対する利用率 11.5%)
- 被保証者数 59者
(利用率 4.3%)
※ 組合員数 1,377者
- 代位弁済件数 0件

日本酒造組合中央会と信用保証協会の信用保証との比較

	日本酒造組合中央会（信用保証基金）	信用保証協会								
被保証者	出えん者である清酒製造業者、酒造組合等又は協同組合等	中小企業者								
対象資金	① 酒造資金 ② 機械等購入資金	① 運転資金 ② 設備資金								
保証期間	① 1年 ② 機械等6年	各信用保証協会が定める期間								
最高限度額	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体 原資の3倍 1者当たり「出えん金の60倍」と「清酒製造見込数量1KL当たり30万円を限度として計算した金額」のいずれか少ない金額（<u>最高保証限度額3億円</u>） 	一般保証 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証の種類</th> <th>個人・法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保証</td> <td><u>2億円</u></td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td><u>8千万円</u></td> </tr> <tr> <td>無担保無保証人保証</td> <td><u>2千万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	保証の種類	個人・法人	普通保証	<u>2億円</u>	無担保保証	<u>8千万円</u>	無担保無保証人保証	<u>2千万円</u>
保証の種類	個人・法人									
普通保証	<u>2億円</u>									
無担保保証	<u>8千万円</u>									
無担保無保証人保証	<u>2千万円</u>									
保証料率	被保証者の経営状況に応じて、 <u>年0.5%~1.8%</u>	被保証者の経営状況に応じて、 <u>年0.45%~2.2%</u>								
保証割合	<u>90%</u>	<u>80%</u> （小規模事業者・創業者へは100%）								

日本酒造組合中央会における信用保証実績等の推移

年 度	酒 造 資 金			機 械 等 資 金		合 計	
	件数 (者)	保証承諾額 (千円)	保証残高 (千円)	保証承諾額 (千円)	保証残高 (千円)	保証承諾額 (千円)	保証残高 (千円)
平成元年	676	78,081,211	70,953,449	2,917	69,703	78,084,128	71,023,152
2年	659	74,705,529	71,028,362	36,880	81,869	74,742,409	71,110,231
3年	688	72,263,407	62,475,176		17,946	72,263,407	62,493,122
4年	649	71,665,472	66,511,632	3,165	31,409	71,668,637	66,543,041
5年	622	70,625,990	62,714,111	121,000	139,058	70,746,990	62,853,169
6年	605	70,003,779	61,683,605	57,500	179,870	70,061,279	61,863,475
7年	592	64,346,055	58,029,635	160,000	315,252	64,506,055	58,344,887
8年	603	64,295,373	57,719,667	18,780	309,406	64,314,153	58,029,073
9年	585	58,140,528	53,131,532	96,220	237,956	58,236,748	53,369,488
10年	569	50,669,340	46,729,665	80,000	202,050	50,749,340	46,931,715
11年	572	40,519,661	41,953,878	80,000	160,709	40,599,661	42,114,587
12年	598	34,140,169	40,567,905	80,000	155,258	34,220,169	40,723,163
13年	570	30,563,656	35,913,799	80,000	155,258	30,643,656	36,069,057
14年	555	28,309,917	31,951,331	80,000	152,558	28,389,917	32,103,889
15年	476	22,012,308	21,145,233	80,000	94,700	22,092,308	21,239,933
16年	439	19,497,637	17,633,454	80,000	92,900	19,577,637	17,726,354
17年	404	17,287,536	15,903,010	80,000	91,100	17,367,536	15,994,110
18年	365	15,033,230	13,885,310	80,000	89,450	15,113,230	13,974,760
19年	318	12,504,078	11,563,099	80,000	87,500	12,584,078	11,650,599
20年	279	10,186,413	9,191,753		5,700	10,186,413	9,197,453
21年	248	8,747,785	7,769,245			8,747,785	7,769,245
22年	215	6,889,867	6,162,823			6,889,867	6,162,823
23年	200	5,743,350	4,935,152			5,743,350	4,935,152
24年	178	4,900,656	4,148,847			4,900,656	4,148,847
25年	166	4,416,017	3,753,462			4,416,017	3,753,462
26年	148	3,699,902	3,320,173			3,699,902	3,320,173
27年	137	3,155,813	2,625,962			3,155,813	2,625,962
28年	121	2,573,568	2,159,323			2,573,568	2,159,323
29年	100	1,985,381	1,753,964			1,985,381	1,753,964
30年	84	1,661,084	1,479,575			1,661,084	1,479,575
令和元年	82	1,626,110	1,421,168			1,626,110	1,421,168
2年	68	1,242,360	1,106,586			1,242,360	1,106,586
3年	60	1,094,800	1,031,599			1,094,800	1,031,599
4年	59	1,092,805	978,010			1,092,805	978,010

輸出拡大のための原料調達等支援特別保証(仮称)の創設

【基金の現状】

信用保証事業について、平成15年以降、基金の棄損が続いたことから、事業の健全性を高めることが求められた。そこで、日本酒造組合中央会では、新規の保証の抑制等を行うことにより、債務保証残高の圧縮に努めてきた結果、代位弁済額が徐々に減少し、令和4年度については、代位弁済が0件という状況にまで改善した。

【今後の方針】

信用保証事業へのニーズや運営に関し、清酒製造者に対して行ったアンケート(令和4年3月)では、輸出促進等を目的とした資金の貸付に信用保証を利用したいという意見が多数あった。

政府においては、農林水産物・食品の輸出を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を掲げており、清酒については2025年に600億円を達成しなければならないことから、輸出用酒類の増産及び高付加価値化を図る必要がある。

昨今の市場動向に鑑みると、輸出先国のニーズは、高付加価値の商品が好まれる傾向があり、マーケットインの観点から、輸出先国のニーズを踏まえた商品設計が必要となってきた。清酒を高付加価値の商品として輸出していくためには、高品質な酒造好適米・特定の産地にこだわった原料米を円滑に調達するとともに、清酒の価値を高めたものとしていく必要がある。また、中長期的にみれば、農家の担い手不足の問題が将来の供給問題につながるおそれもあり、あらかじめ手当を施すことも必要と考える。

そこで、「輸出拡大のための原料調達等支援特別保証」を創設し、一定の要件に該当する清酒製造業者について、保証料率の引下げを実施し、あわせて清酒の輸出拡大及び新規輸出者の増加を図ることとする。

新たな特別保証の仕組み(イメージ)

次の要件に合致するものについて、現行保証率より優遇した特別保証率を適用する。

(注) 新規保証は、中央会において必要な手続を行った上で、令和6年4月1日から適用。

要件

<資金の用途>

輸出用の清酒を製造するための次の資金

- ① 国産の原料米・米アルコール等の購入に必要な資金
- ② 賃金支払に必要な資金

<その他>

借入期間、担保の設定等は現行と同様

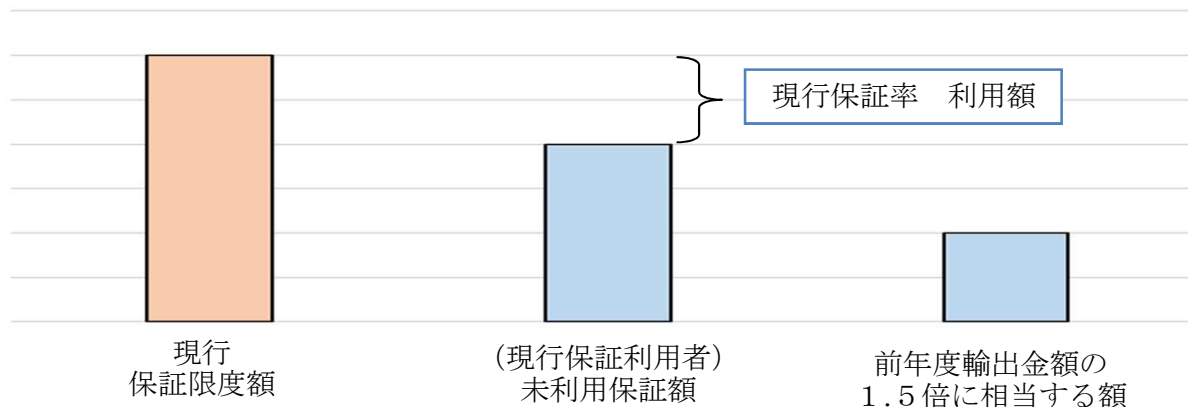
保証料率

債務保証を受ける者の経営状況等により変動

区分	現行保証率	特別保証率	削減割合
A	0.50%	0.20%	60%
B	1.00%	0.60%	40%
C	1.50%	1.20%	20%
D	1.80%	1.62%	10%

特別保証の限度額

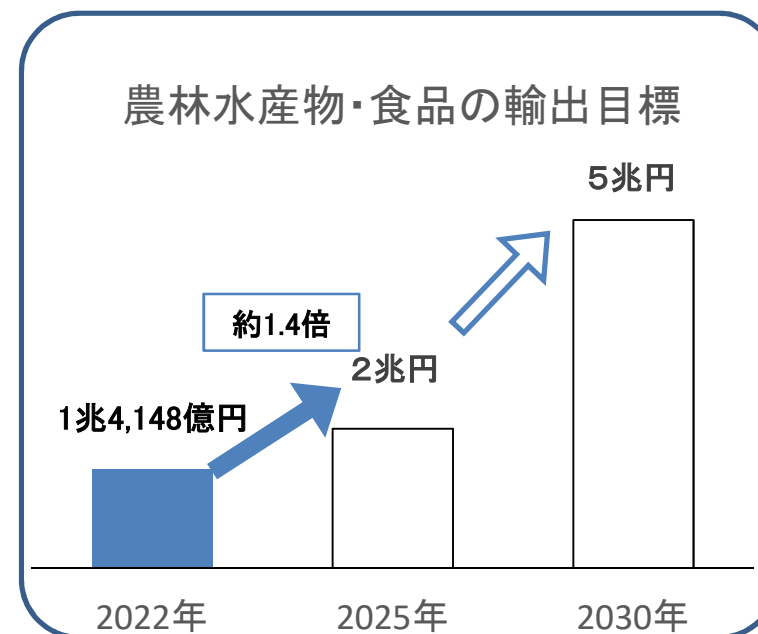
以下のうち、一番少ない額を特別保証の限度額とする。



輸出拡大実行戦略（酒類）

- 農林水産物・食品の輸出目標である、「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」の達成に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、酒類については、「清酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」の3品目を重点品目とし、ターゲット国等を定め、更なる輸出拡大に取り組んでいく。

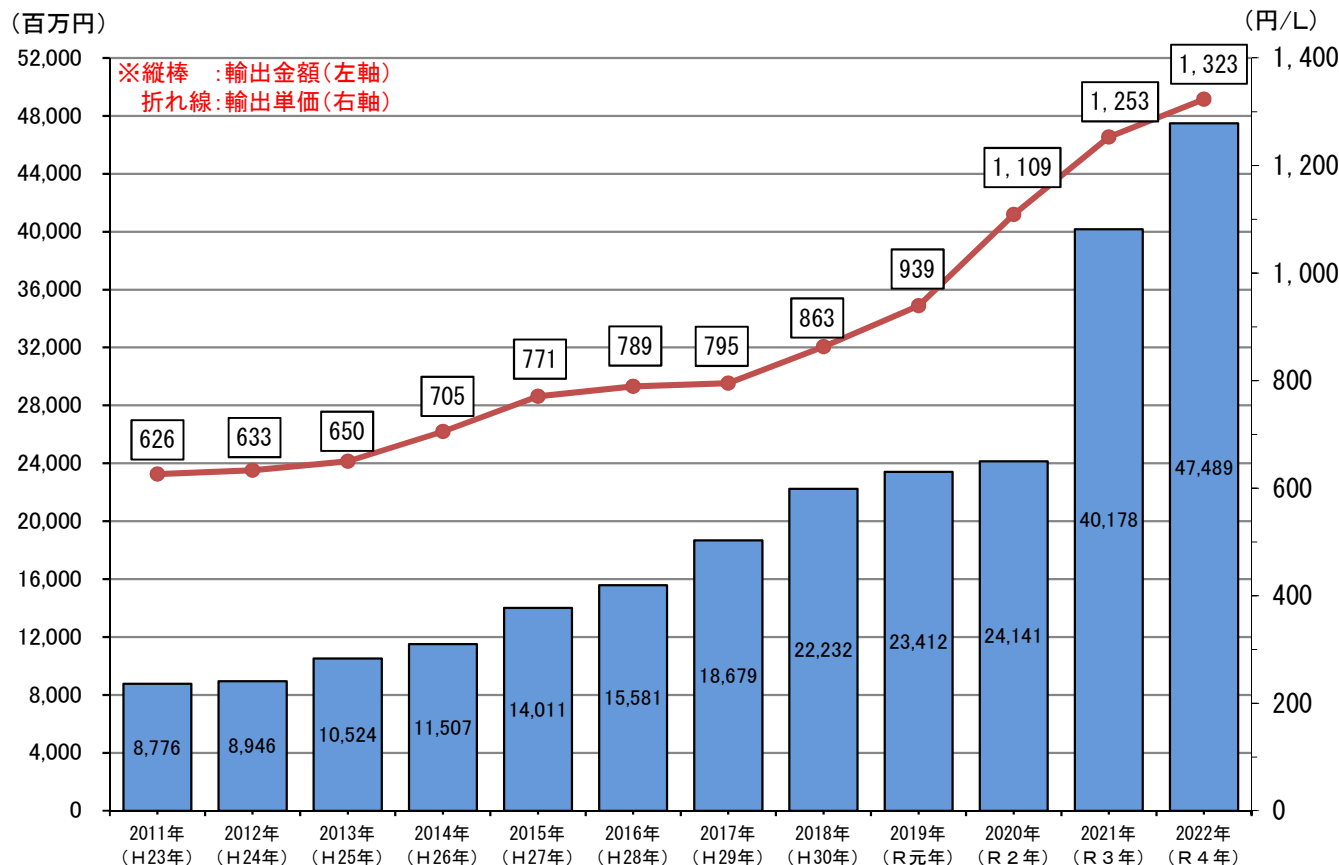
重点品目	ターゲット国	2025年目標 (2022年)
清酒	米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール	600億円 (474.9億円)
ウイスキー	EU・英国、米国、中国、台湾	680億円 (560.6億円)
本格焼酎・泡盛	中国、米国、台湾	40億円 (21.7億円)



最近の清酒の輸出動向について

(2023年3月作成)

○ 2022年分の清酒の輸出金額は475億円(対前年比18.2%増)となり、好調に推移。輸出単価も引き続き好調に上昇。



○2022年の清酒の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	29.5	33.8	45.3	38.9	37.7	48.6	42.3	40.1	37.5	41.6	39.5	40.0	474.9
対前年同期比 (%)	+30.3	+50.5	+31.6	+19.7	+22.0	+51.9	+22.4	+23.7	+13.3	▲4.3	▲1.0	▲7.7	+18.2

○輸出金額上位10か国・地域 (単位:百万円)

国・地域	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
中華人民共和国	10,279	+77.5%	14,161	+37.8%
アメリカ合衆国	9,591	+89.2%	10,930	+14.0%
香港	9,308	+50.7%	7,116	▲23.5%
大韓民国	1,503	+53.5%	2,523	+67.9%
シンガポール	1,802	+61.8%	2,326	+29.1%
台湾	1,726	+20.7%	2,222	+28.8%
カナダ	676	+57.5%	1,163	+72.0%
オーストラリア	730	+48.8%	932	+27.6%
ベトナム	298	+6.8%	706	+136.6%
マレーシア	334	+20.1%	626	+87.5%
(参考)EU・英国	2,036	+84.2%	2,551	+25.3%

○輸出単価上位10か国・地域 (単位:円/L、百万円)

国・地域	輸出単価 (2022年)	(参考)輸出金額
マカオ	3,421	318
香港	2,619	7,116
シンガポール	2,535	2,326
中華人民共和国	1,917	14,161
インドネシア	1,644	181
アラブ首長国連邦	1,626	257
英国	1,254	607
フランス	1,226	524
アメリカ合衆国	1,203	10,930
カナダ	1,156	1,163
(参考)EU・英国	798	2,551

(注)輸出金額上位20か国・地域のうち、輸出単価上位10か国・地域
 出典:財務省貿易統計
 ※確々報値の発表を受け、2023年3月に数値を一部修正

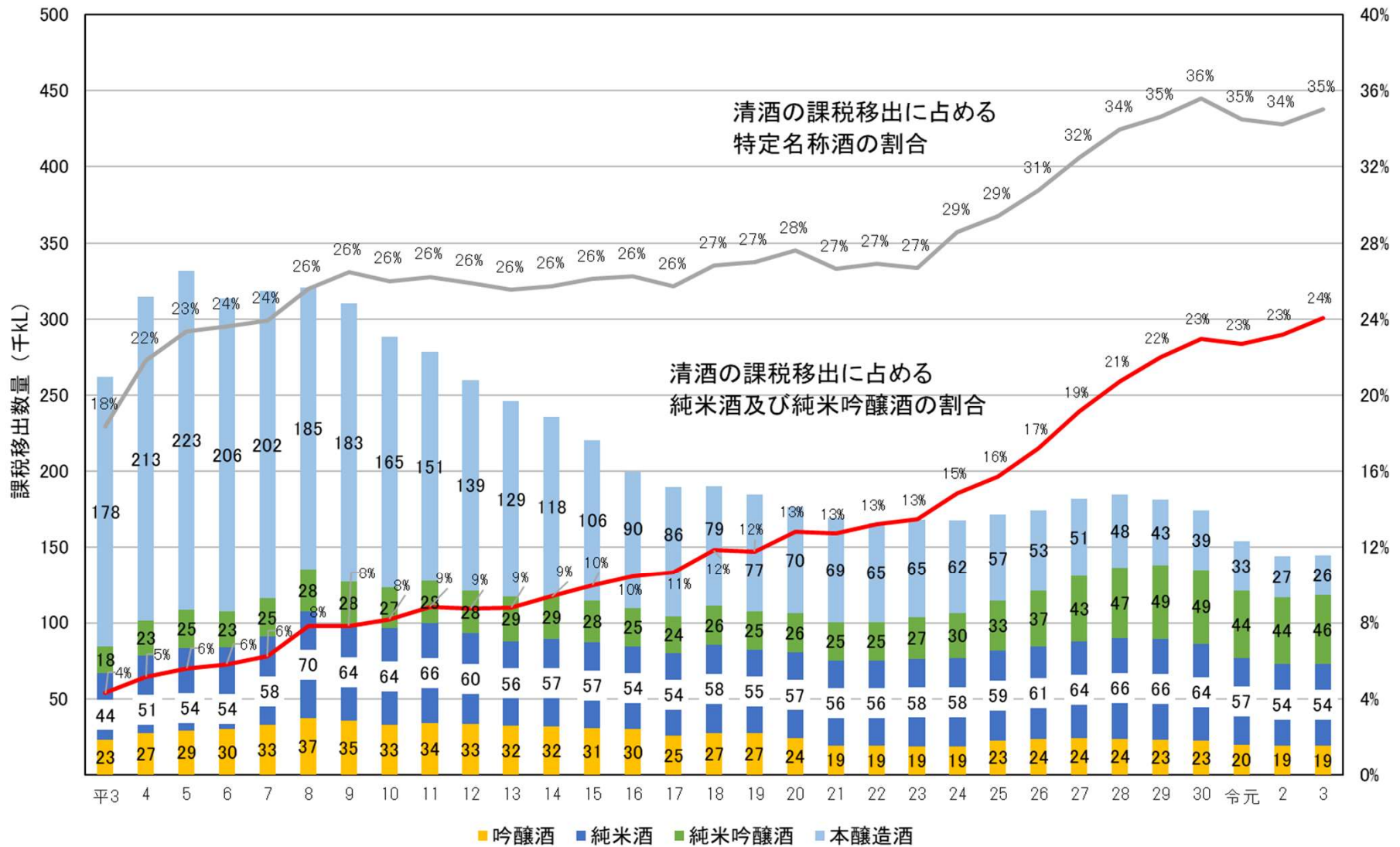
特定名称の清酒のタイプ別課税数量の推移表(国税局分)

酒造年度 タイプ	平23		平28		令元		令2		令3	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%	kL	%
吟醸酒	18,668	3.0	23,638	4.3	19,938	4.5	19,313	4.6	18,970	4.6
純米酒	57,516	9.1	66,288	12.2	56,905	12.8	53,785	12.8	53,770	13.0
純米吟醸酒	27,309	4.3	46,570	8.6	44,290	9.9	43,892	10.4	45,650	11.1
本醸造酒	64,628	10.3	48,334	8.9	32,810	7.4	27,218	6.5	26,293	6.4
計	168,121	26.7	184,830	34.0	174,455	39.1	153,943	36.5	144,683	35.0
総移出数量	629,558	100.0	544,377	100.0	446,162	100.0	421,291	100.0	413,054	100.0

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

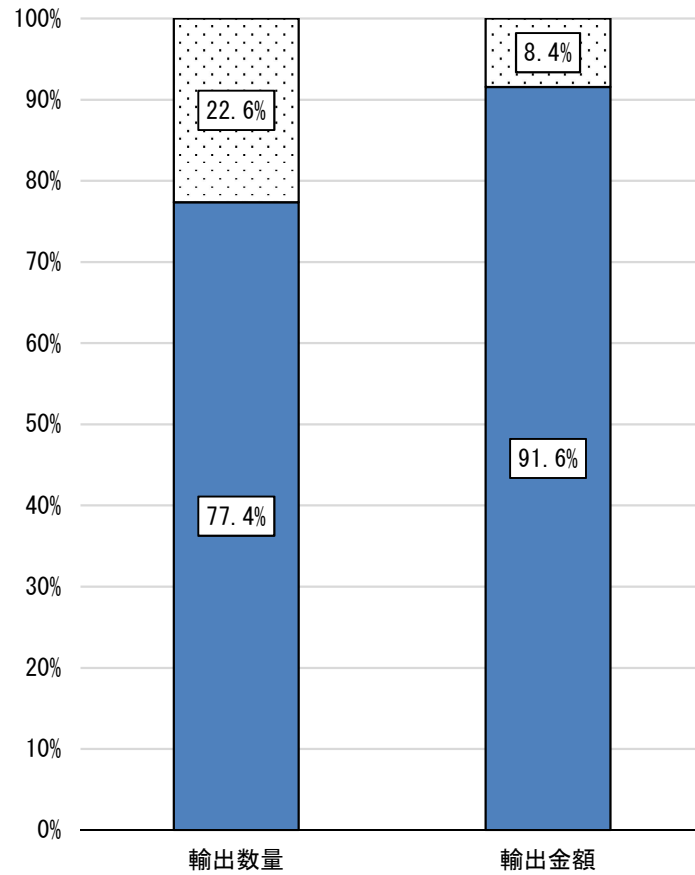
2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。

特定名称酒の課税移出数量等の推移



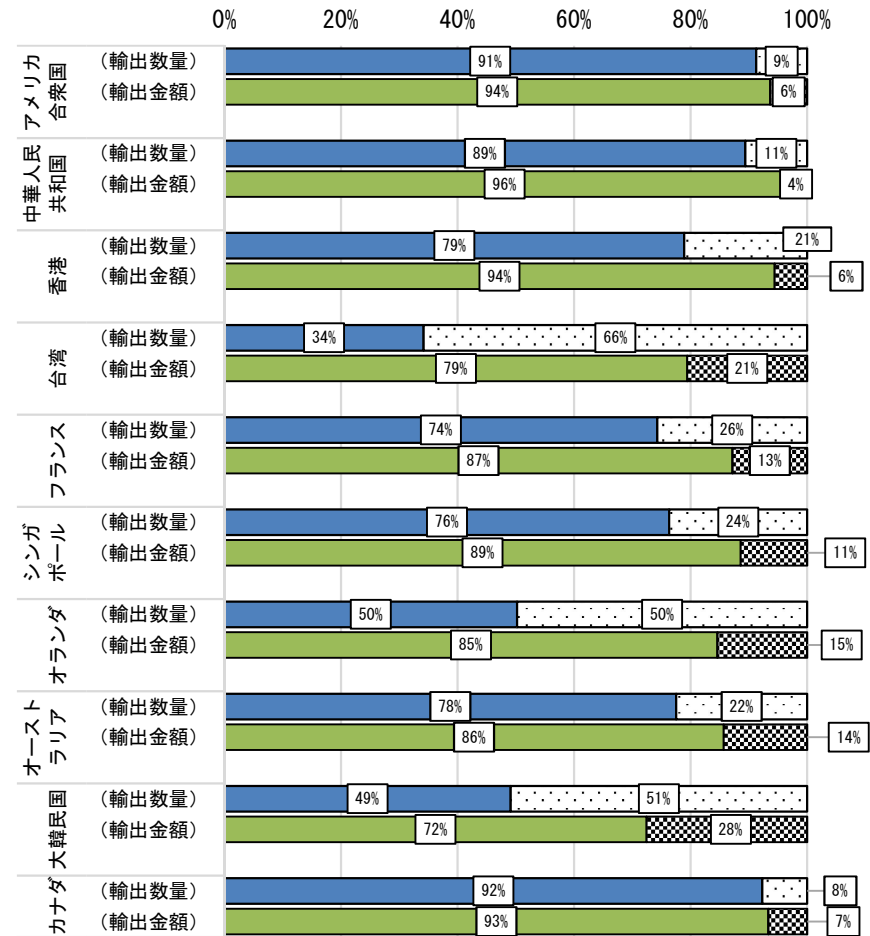
- (注) 1. 特定名称酒とは、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号)に定められた要件により分類された「吟醸酒」「純米酒」「本醸造酒」等の特定名称を表示した清酒をいう。
 2. 「清酒製造状況等調査」(国税庁)より作成

清酒の輸出に占める特定名称酒の割合（輸出先国（地域）別）



■ 特定名称酒 □ 特定名称酒以外

n = 1,701



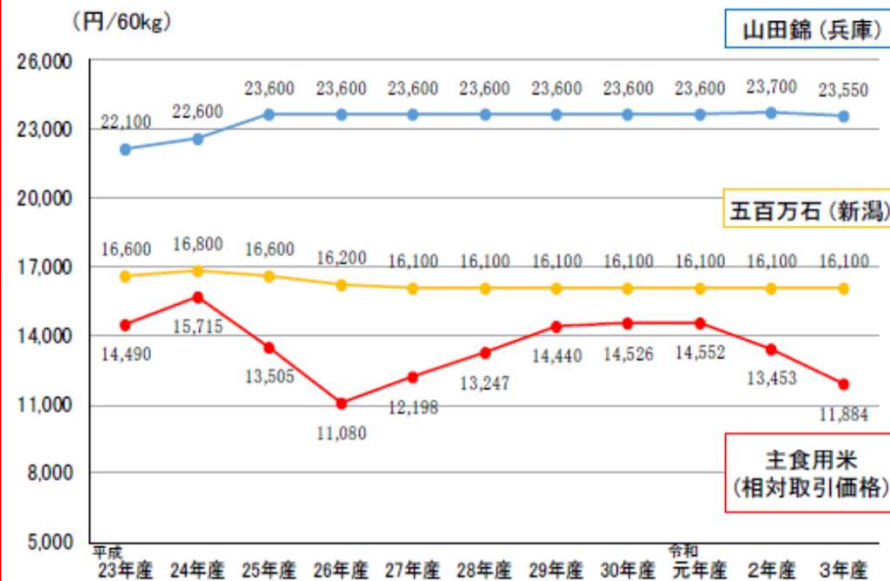
■ (輸出数量) 特定名称酒 □ (輸出数量) 特定名称酒以外
 ■ (輸出金額) 特定名称酒 □ (輸出金額) 特定名称酒以外

(出典) 国税庁「酒類製造業及び酒類卸売業の概況(令和4年アンケート)」図表4及び図表5。

6 酒造好適米の需給・価格の状況

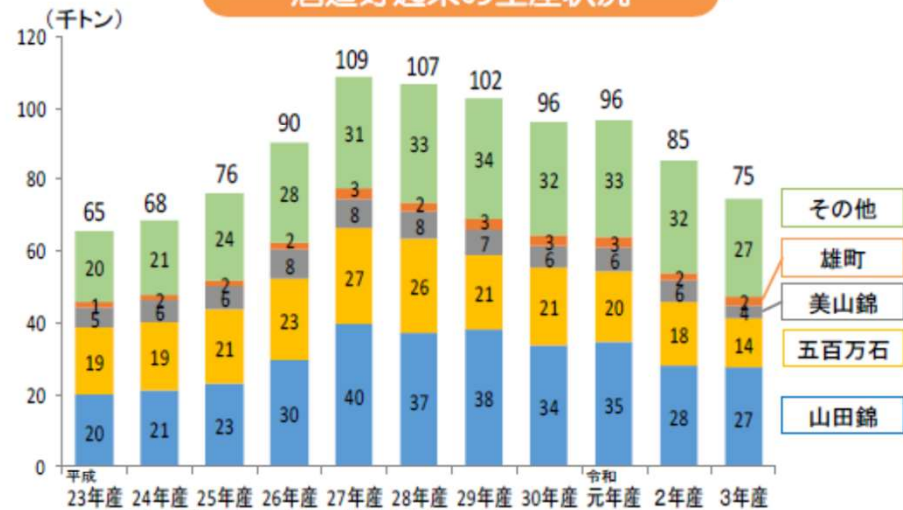
- 酒造好適米は、主食用品種に比べて栽培が難しく、収量が低いこと等から、取引価格は主食用米に比べて高値で取引されている。 (注)酒造好適米は、長稈であるため倒伏リスクが高く、晩生品種は収穫期が遅いため台風被害等のリスクも高い。
- 生産状況について、平成27年産は、作付面積の増加や作柄が良かったこと等から大幅に増加したため供給過剰となり、その後は、需要減少も伴って生産抑制が行われている。
- 令和3年産は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえ、さらなる生産抑制を行ったことにより、対前年▲1.1万トン(▲12%)と、約7.5万トンとなると見込まれる。

原料米の販売価格の推移



注1: 酒造好適米(日本酒造組合中央会からの聞き取り)は、1等米の販売価格
 注2: 主食用米(相対取引価格)は、出回りから翌年10月(令和3年産は令和4年8月)までの1等米の通年平均価格であり、包装代、運賃を含み、消費税相当額を含まない。

酒造好適米の生産状況



資料: 「農産物検査結果」(農林水産省)
 注: 令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したものの。

酒造好適米の全体需要量(推計)

平成29年産	30年産	令和元年産	2年産	3年産	4年産	5年産
93~95	87~89	82~84	69~71	66~68	76~77	78~79

注: 令和4年産及び令和5年産の需要量は、令和4年7月に実施した需要量調査結果から推計したものであり、それ以降の酒造メーカーにおける需給状況により変動する可能性があることに留意。

事業番号

2023 - 財務 - 22 - 0013

令和5年度行政事業レビューシート				（ 財務省 ）								
事業名	国有財産台帳価格改定時価倍率調査			担当部局庁	理財局	作成責任者						
事業開始年度	平成22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国有財産企画課	国有財産企画課長 藤崎 雄二郎						
会計区分	一般会計											
根拠法令(具体的な条項も記載)	国有財産法(第32条、第33条、第34条) 国有財産法施行令(第23条)			関係する計画、通知等	-							
政策	政策目標3: 国の資産・負債の適正な管理			主要経費	その他の事項経費							
施策	政策目標3-3: 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実											
政策体系・評価書URL	(後日記載)											
事業の目的(5行程度以内)	<p>国有財産は、分類及び種類に従いその台帳を備えなければならない(国有財産法第32条)とされており、各省各庁の長は、その所管する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を作成し、財務大臣に送付しなければならない(国有財産法第33条)、内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている(国有財産法第34条。なお、平成15年に参議院から早期提出の要請があったことを受け、それ以降、会計年度翌年の11月20日前後に提出している。)。そのために、毎年3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、国有財産の台帳価格を改定しなければならない(国有財産法施行令第23条)としていることから、適正な時価倍率を定め、適切な価格改定を実施するもの。</p>											
現状・課題(5行程度以内)	<p>国有財産台帳の台帳価格の改定に当たって採用する時価倍率については、土地等の区分・種目ごとの価格変動が適切に反映されるよう、客観性と妥当性を持たせるとともに将来予測が適正に行われた上で定める必要がある。 しかし、適正な価格変動の調査においては、将来予測を行う必要があること、また、地価公示等の土地指標ではすべての地域をカバーしておらず、必要な区分の指標を作成するには、専門家による判断及び検証が必要となることから、時価倍率の作成を職員が行うには専門性が高い。さらに、専門家においても調査には数か月かかることから、職員にとって負担が大きい。以上のことから、職員が時価倍率を作成することは困難である。</p>											
事業概要(5行程度以内)	<p>国有財産台帳の価格改定に当たって、そのうち時価倍率方式で行う土地、立木竹、地役権等については、前回の改定価格(あるいは取得価格)にそれぞれの価格変動に即した時価倍率を乗じて算定し、国有財産台帳価格に適切に時価を反映させることとしている。 その時価倍率の作成については、区分・種目ごとの膨大な地価情報等を全国レベルで調査・収集・整理・分析・検証し、その客観性と妥当性を確保するとともに将来予測を適正に行う必要があるため、不動産の専門家に委託している。 委託調査の実施に当たっては、一般競争契約(総合評価)を実施し、質の確保と予算の効率的執行に努めている。</p>											
事業概要URL	(後日記載)											
実施方法	直接実施、委託・請負											
補助率等	-											
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	5	令和3年度	5	令和4年度	5	令和5年度	5	令和6年度要求	-
		補正予算(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		予備費等(E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	5	5	5	5	5	-				
		執行額(G)	4	4	4	-	-	-				
		執行率(%) =(G)/(F)	80%	80%	80%	-	-	-				
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	80%	80%	80%	-	-	-				
		歳出予算・目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)							
令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	(項)	資産債務管理費	-	-	-	-						
	(目)	庁費	5	-	-	-						
		その他	-	-	-	-						
	計(A)	5	-	-	-	-						

活動内容① (アクティビティ)	<p>国有財産台帳の台帳価格の改定に当たって採用する時価倍率については、土地等の区分・種目ごとの価格変動が適切に反映されるよう、客観性と妥当性を持たせるとともに、将来予測が適正に行われた上で定める必要がある。そのためには、全国レベルで調査・収集・整理・分析・検証し、指標の客観性及び妥当性を確保する必要があることから、不動産の専門家に調査委託を行う。</p>								
↓									
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	全国レベルで調査等を行う必要があることから、不動産の専門家に調査委託を行い、時価倍率を定める。	作成された時価倍率の数	活動実績	件	7,161	7,161	7,161	-	-
			当初見込み	件	7,161	7,161	7,161	7,161	7,161
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	<p>法令に基づき、毎年度末末に行う国有財産台帳の価格改定を適切に行うためには、調査委託の結果により定めた時価倍率を、各省各庁(財務局等を含む。)に通知し、当該時価倍率に基づく価格改定を行わせる必要があるため。</p>							
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度	
	実施した調査委託により、時価倍率を定め、各省各庁(財務局等を含む。)へ通知する。	調査委託の結果により定めた時価倍率を各省各庁(財務局等を含む。)へ通知した件数の割合(=実際に通知した件数/通知を予定していた件数)	成果実績	件数	29	30	30	-	
			目標値	件数	29	30	30	30	
			達成度	%	100	100	100	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<p>国有財産増減及び計算額総計算書の国会報告</p>								
アウトカム設定について の説明	<p>アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由</p>								
	<p>アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由</p>								
	<p>価格改定は毎年度行う業務であり、短期アウトカムが最終のアウトカムであるため。</p>								

資金の流れ
 (資金の受け取り先が
 何を行っているかにつ
 いて補足する)
 (単位: 百万円)

財務省
4百万円

[事業の計画立案・管理]



委託【一般競争契約(総合評価)】

A. 一般財団法人日本不動産研究所
4百万円

[国有財産台帳価格改定時価倍率調査の実施]

費目・用途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金 額が支出されている者につ いて記載する。費目と 用途の双方で実情が分 かるように記載)	A.			B.			
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
人件費ほか	国有財産台帳価格改定時価倍率調査	4					
計		4	計				
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック	

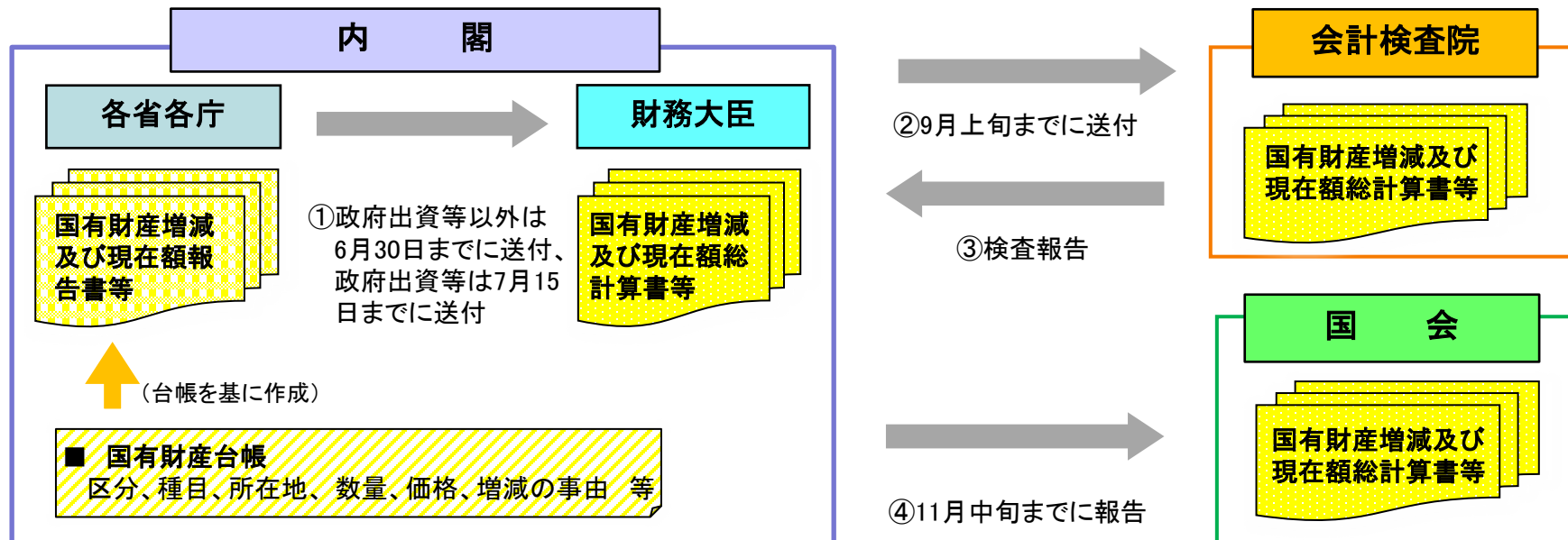
支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本不動産研 究所	2010405009567	国有財産台帳価格改定時価 倍率調査	4	一般競争契約 (総合評価)	2		
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

○国有財産台帳作成から国会報告までの流れ

- 各省各庁は、国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えることとされています。
- 所管する国有財産において、取得、所管換、処分等による変動があった場合、直ちに台帳に記載・記録することとされています（国有財産法第32条）。
- 国有財産の台帳価格については、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により改定することとされています（国有財産法施行令第23条）。
- 台帳には、国有財産の区分（土地、建物等）、種目（敷地、事務所建等）のほか、所在地、数量、価格、増減の事由等が記載されています。
- 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告等（国有財産法第33条、34条、36条、37条）については、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、平成15年度決算から国有財産法の規定（翌年度開会の常会に報告）よりも二ヶ月程度早く行うこととしています。



○ 国有財産台帳の価格改定の概要

価格改定の概要

- ◆ 国有財産の台帳価格については、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により改定しなければならない。（国有財産法施行令第23条）

価格改定の評価手法

◆ 土地

- ① 相続税評価方式：路線価方式（国有地が面する路線に付された相続税路線価を基に、画地条件による調整をして算定）
倍率方式（仮の固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて算定）
- ② 時価倍率方式（※1）：前改定時における台帳価格 × 前改定時に対応する時価倍率
- ③ その他の方式（※2）：民間精通者等による評価額など

（※1）上記①によることがない財産に適用

- ・ 財産規模が大きいことにより接面道路状況や土地の形状から画地計算が複雑となる財産や用途が特殊な財産
〔例：規模の大きい公園・広場、空港、駐屯地等の防衛施設など〕
- ・ 公共用若しくは公用に供する小規模な施設財産〔例：信号機、道路標識、掲示板、巡査派出所、公衆便所など〕
- ・ 地形狭長等のため、評価土地のみでは当該地目に対応する機能を十分に発揮できない財産

（※2）上記①及び②による評価額が、評価時における近隣地域の土地の時価額等に比し、著しく不相当と認められる場合に適用

◆ 立木竹、地役権

前改定時における台帳価格 × 前改定時に対応する時価倍率

◆ 鉱業権

前改定時における台帳価格 × $\left(1 - \frac{\text{前改定時から評価時までの採掘量}}{\text{前改定時以降の採掘可能量}} \right)$ × 前改定時に対応する時価倍率

○ 時価倍率調査について

- ・ 価格改定の方法

$$\text{台帳価格} \times \text{時価倍率} = \text{改定後台帳価格}$$

- ・ 調査の概要（時価倍率の作成）

【土地の場合】

種目（宅地、農地、山林、原野等、雑種地）毎に細分し、更に宅地については、用途地域毎（東京区部及び政令指定都市においては、更に容積率毎）に細分し、指数を作成。

※ 仕様書において、上記方法以外の適切な作成単位の提案も求めているところ。

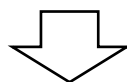
- ・ 時価倍率表（令和4年度）一部抜粋

市町村コード	都道府県名	市町村名	用途・利用地目	前改定時(令和3年度末)に対応する時価倍率
01000	北海道	北海道	田地	0.98
01000	北海道	北海道	畑地	0.99
01000	北海道	北海道	用材林地	1.01
01000	北海道	北海道	薪炭林地	1.01
01000	北海道	北海道	原野地等	1.01
01000	北海道	北海道	雑種地	1.01
01101	北海道	札幌市中央区	1・2低層	1.08
01101	北海道	札幌市中央区	1・2中高層	1.08
01101	北海道	札幌市中央区	1・2住居	1.08
01101	北海道	札幌市中央区	商業400%未満	1.08
01101	北海道	札幌市中央区	商業400・500%	1.07
01101	北海道	札幌市中央区	商業600・700%	1.07
01101	北海道	札幌市中央区	商業800%以上	1.07

令和4年度政策評価書（案）における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

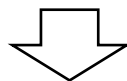
政策目標3：国の資産・負債の適正な管理

政策目標3-3：庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実



政策目標3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

測定指標3-3-4-A-3：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日



○ 本事業の成果と政策目標との関係

国有財産台帳価格改定時価倍率調査を実施し、国有財産現在額等をよりの確に把握した上で、国有財産増減及び現在額総計算書を作成することにより、政策目標の達成に寄与している。

当該事業含む施策（3-3-4）については、「目標達成」との評価見込みとなっている。